

---

---

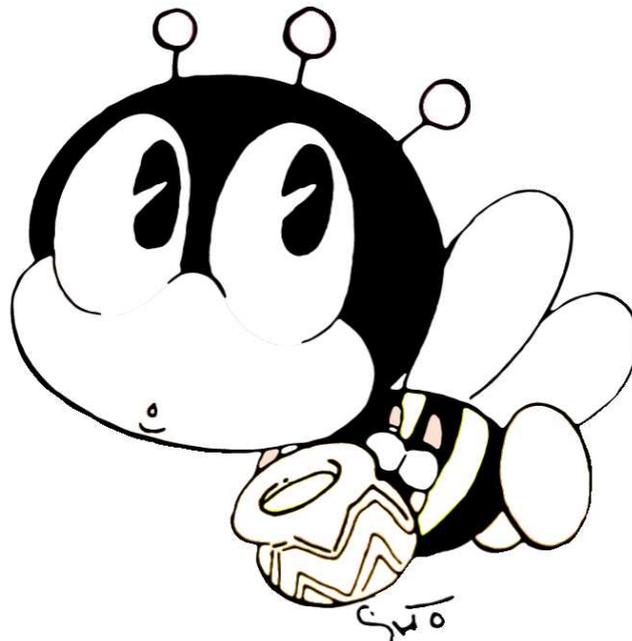
# 第三次 沖縄県 生涯学習推進計画 (後 期)

期間:平成29年度 ~ 平成33年度

---

---

「潤いと生きがいのある生涯学習社会  
“おきなわ”の実現」を目指して



平成29年  
沖 縄 県



## あ い さ つ

はいさいぐすーよー、ちゅーうがなびら。

沖縄県では、平成7年度から三次にわたる生涯学習推進計画を策定し、県民の皆様がそれぞれのライフステージに応じて“いつでも、どこでも、だれでも”生涯にわたり学習ができるよう、家庭教育の充実、文化活動の推進、国際交流・協力の推進、福祉と安全のまちづくりなど、生涯学習関連事業を実施してまいりました。



一方、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成に資する学習が求められています。

このような中、県民の皆様が地域に根ざし、それぞれのライフステージや生活課題に応じて生きがいを持って過ごすには、家庭、学校、地域社会、職場等が連携して、「開かれた学習の場」を提供し、学習需要を喚起して、県全体として「学習する社会」を構築する必要があります。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」をはじめ、「沖縄県教育大綱」、「沖縄県教育振興基本計画」、第6期沖縄県生涯学習審議会の提言を踏まえ、今後の本県における生涯学習の一層の充実・推進を図っていくため、「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」（平成29年度～平成33年度）を策定しました。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関・団体の皆様におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」を目指し、より一層の御支援と御協力をお願いいたします。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら。

平成29年3月

沖縄県知事 翁長 雄志

## [第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方]

### 第1章 生涯学習推進計画（後期）の策定

第1節	計画の趣旨	・・・4
第2節	計画の性格	
第3節	計画（後期）の基本方向	・・・5
第4節	計画（後期）の期間	
第5節	計画（後期）の構成	・・・6
第6節	計画（後期）の背景	

### 第2章 生涯学習推進の基本方向

第1節	生涯学習の場の活性化	・・・9
	1 家庭における教育力の向上	・・・10
	2 学校における学習の充実	
	3 地域社会における学習活動の促進	
	4 職場における学習活動の促進	・・・11
第2節	生涯学習推進の具体的方策	・・・12
	1 地域と学校の連携・協働	
	2 現代的課題に関する学習機会の拡充	
	3 生涯学習によるまちづくり	
	4 ボランティア活動の推進	
	5 学び直しの機会の拡充	・・・13
第3節	生涯学習推進体制の整備	・・・14
	1 行政の推進体制	
	2 県と市町村の役割分担	・・・15
	3 市町村の生涯学習推進体制状況	・・・16
	4 生涯学習推進の達成度評価	

## [第2部 生涯学習推進の具体的取組]

### 第1章 学校支援によるまちづくりの推進

第1節	「学校支援」を足がかりとした 「地域コミュニティづくり」の推進	・・・17
第2節	地域を核とした連携による 「地域コミュニティづくり」の推進	・・・19
第3節	「次世代の学校・地域創生」を目指した取組の推進	・・・20

## 第2章 県の生涯学習の推進

第1節	家庭教育の充実	・・・	21
第2節	文化活動の推進	・・・	24
第3節	国際交流・協力の推進	・・・	27
第4節	福祉と安全のまちづくり	・・・	28
第5節	郷土の自然及び環境学習の推進	・・・	31
第6節	健康づくり・スポーツ活動の推進	・・・	33
第7節	男女共同参画の推進	・・・	35
第8節	ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供	36	

## [第3部 生涯学習実施機関の充実]

### 第1章 生涯学習推進センターの充実

第1節	「生涯学習推進センター」の機能充実	・・・	39
1	生涯学習指導者等の養成及び研修		
2	「おきなわ県民カレッジ」の充実	・・・	40
3	「沖縄県生涯学習情報提供システム」及び 「沖縄県遠隔講義配信システム」の整備・充実	・・・	41
4	生涯学習に関する県民意識や学習ニーズの調査研究		
5	「視聴覚ライブラリー」の整備・充実	・・・	42
第2節	情報ネットワークの構築		
1	県及び市町村の情報ネットワークの強化		
2	行政と企業等の民間における情報ネットワークの構築	43	

### 第2章 生涯学習実施機関における「学び」のあり方(社会教育施設の充実)

第1節	読書活動及び図書館の充実	・・・	44
第2節	青少年教育施設と体験活動の充実	・・・	46
第3節	博物館・美術館等の活用	・・・	47
第4節	平和祈念資料館の活用	・・・	49
第5節	公民館等施設の充実	・・・	50

## [第4部 生涯学習社会をささえる]

第1節	大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実	・・・	51
第2節	放送大学の活用による学習活動の充実	・・・	53
第3節	民間教育機関・企業・NPO等との連携	・・・	54
第4節	社会教育関係団体等との連携	・・・	55
第5節	団体・自主活動サークル等の育成と支援	・・・	56
第6節	学び直しの機会の提供	・・・	57
第7節	高齢者への支援によるコミュニティづくり		
第8節	県民の取組	・・・	58

## [第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方]

### 第1章 生涯学習推進計画（後期）の策定

#### 第1節 計画の趣旨

少子高齢化の進行や人間関係の希薄化等による地域社会の教育力の低下など、生涯学習を取り巻く状況は大きく変化している。こうした動きに適切に対応するために、県民一人ひとりが生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、その結果、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環がなされるよう生涯学習社会の実現を図っていく必要がある。

この計画は、今後の具体的な施策、事業の展開にあたっての基本理念となるものであり、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」を図るための基本的な考え方を示すものである。

#### 第2節 計画の性格

- (1) この計画は、総合行政として県の全部局が一体となって生涯学習を推進するための基本指針とするものである。
- (2) この計画は、県民に対し、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」に向けての本県のビジョンを提示し、県民一人ひとりが自分のライフスタイルに合った学習を行う際の情報として活用し、積極的な学習活動を行うことを期待するものである。
- (3) この計画は、県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、行政、学校、家庭、地域住民、様々な関係団体が連携・協力して全県的に生涯学習の推進を図る指針とするものである。

### 第3節 計画（後期）の基本方向

- (1) 教育の再生（ひとづくり）と地域活性・コミュニティ振興（まちづくり）の循環を重視する。
- (2) 教育基本法第3条「生涯学習の理念」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を重視し、「学校教育」と「社会教育」の連携を強化する。
- (3) 国の「教育振興基本計画」（平成20年7月策定）及び中央教育審議会生涯学習分科会（答申）「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策～知の循環型社会の構築を目指して～」（平成20年2月）を基本的な柱とする。また、後期計画においては国の「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月）及び「教育再生実行会議第六次提言」（平成27年3月）等の内容を踏まえる。
- (4) 「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）、「沖縄県教育大綱」（平成27年11月）及び「沖縄県教育振興基本計画」（平成24年3月）との整合性・連動性を図る。
- (5) 沖縄県社会教育委員の会議（提言）「新しい形の地域コミュニティーの形成～団塊の世代を生かした地域づくり～」（平成22年8月策定）の提言内容を生かす。
- (6) 第5期生涯学習審議会（名称：沖縄県生涯学習審議会・社会教育委員の会議）（答申）「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」（平成23年11月）を踏まえる。また、後期計画においては第6期沖縄県生涯学習審議会の第一次・第二次提言を反映させる。
- (7) 生涯学習に関する意識・意向により県民意見を計画に反映させる。
- (8) 学習成果の評価・活用を図る。

### 第4節 計画（後期）の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

## 第5節 計画（後期）の構成

- 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方
- 第2部 生涯学習推進の具体的取組
- 第3部 生涯学習実施機関の充実
- 第4部 生涯学習社会をささえる

## 第6節 計画（後期）の背景

### （第一次計画・二次計画・三次計画前期との関連）

「第一次沖縄県生涯学習推進計画」（平成7年度～13年度）は、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものである。

「第二次沖縄県生涯学習推進計画」（平成14年度～23年度）は、「第三期沖縄県生涯学習審議会」（提言）「生涯学習時代における開かれた教育のあり方について」（平成13年9月）に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成を目指して、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画である。

「第三次沖縄県生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）は、これらの計画及び「第五期沖縄県生涯学習審議会」（答申）「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」（平成23年11月）を受けて、施策の方向、取組を盛り込んだ計画である。

今回の「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」（平成29年度～33年度）は、「第6期沖縄県生涯学習審議会」の第一次提言（平成28年7月）・第二次提言（平成28年11月）を受けて策定した計画である。

### （国の方向性）

○「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月）では、「自立」「協働」「創造」の三つをキーワードとする生涯学習社会の実現に向けて、四つの基本的方向性として

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

を位置づけ、成果目標、基本施策など国全体において目指すべき水準、国が行う施策などが示された。

- 「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）では、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとし、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくとしている。

#### **（県の方向性）**

- 「沖縄県教育振興基本計画～沖縄の未来を拓く人づくり～」(平成24年)では、本県主要施策において「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」を掲げ、生涯学習振興のため、(1)生涯学習推進体制の充実、(2)県民の学習ニーズに応える学習機会の充実、を推進するとしている。
- 「沖縄県教育大綱」(平成27年11月)においては、「学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習社会の実現を図る。」ことを大綱の目標の一つに掲げた。また、施策の展開において「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」に向けて、①県及び市町村における生涯学習推進本部の体制を強化し、②生涯学習ネットワークの整備を促進し、高度情報通信技術を活用した生涯学習機会の拡充を図ることが示された。
- 「沖縄県子どもの貧困対策計画」(平成28年3月)では、子どもの貧困対策の推進に向けて、子どもの貧困を社会全体の問題として、次世代の沖縄を担う人材を育成する施策として取り組み、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現を目指すこととしている。

#### **（県の現状 人口など）**

全国的に人口減少が進行する中、本県は、出生率が低下するものの、総人口としては増加傾向で推移し、平成27年10月1日現在143万3566人となり、平成22年国勢調査から5年間で4万748人増加した。ただ、沖縄県人口増加計画(改訂版)(平成27年9月)によると、平成37年前後にピークを迎えたあと、減少に転じることが見込まれる。

県内の地域別人口は、約9割が沖縄本島に居住し、特に、那覇市を中心とした中南部に集中している。地域別の人口推移は、中南部地域、八重山地域では増加を続けており、本島周辺の離島、宮古地域では減少傾向が見られる。

このような中、県は“人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成へ「地方創生の推進と誰もが活躍できる社会の実現」”に向けて、地方創生の取組を分野横断的に展開し、離島過疎地域を含む県全域で、バランスのとれた人口維持・増加を図るとともに、女性も男性も、お年寄りも若者も、家庭で、職場で、地域で、誰もが活躍できる社会の実現に取り組むとしている。

(「平成29年度重点テーマ 平成28年10月沖縄県」より)

### **(県の成果と課題)**

生涯の各期において、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、学んだことが社会に生かせるような生涯学習社会の形成を目指して、生涯学習推進本部や生涯学習審議会の設置、全国生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習推進センターの設置等、体制の整備や学習機会の提供等を鋭意行ってきた。

今後「県民の学習ニーズに応える学習機会の充実」を推進するにあたっては、「おきなわ県民カレッジ」及び「沖縄県生涯学習情報プラザ」の質・量の一層の充実、並びに市町村間で取組に地域差が出ないよう各市町村への支援を充実させる必要がある。

さらに、急激な社会の変化にあって県においても「子どもの貧困対策」「若者支援、青少年の健全育成」「超高齢社会への対応」「女性の活躍促進」「18歳選挙権」「離島、過疎地域への対応」など様々な課題への対応が求められている。

また、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」を目標に、社会教育、家庭教育の充実はもとより、その他様々な場や機会における学習の充実と環境整備に取り組んでいく必要がある。

### **(市町村の生涯学習推進体制の成果と課題)**

市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率<sup>※1</sup>（推進本部の設置、答申・建議・提言の有無、推進計画の策定、教育の日の設定、フェスティバル等の開催等）は、平成28年3月時点で、71%（平成23年比14ポイント増）となっている。

今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」を実施するための環境整備が必要である。

#### **※1 【生涯学習推進体制組織の設置率】**

設置率は、各市町村の調査項目(7つ)の達成状況で、全41市町村平均達成率である。

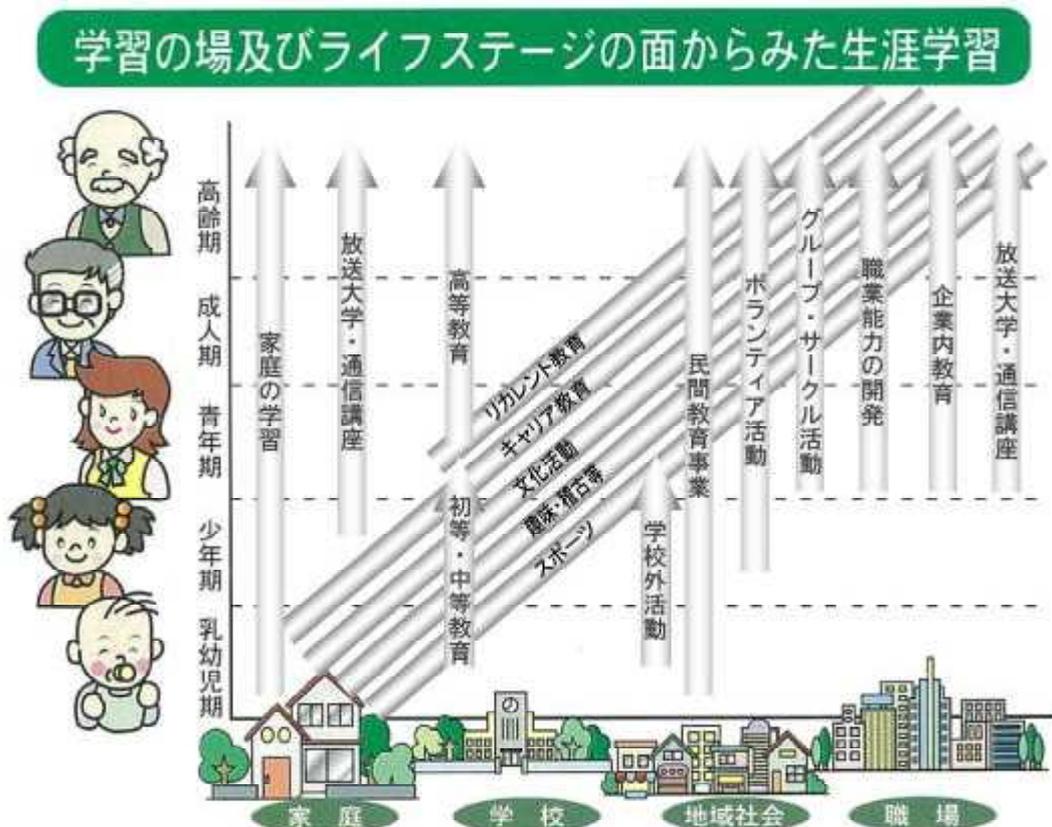
- 項目：①主管課の設置、②推進本部等の有無、③答申等の有無、  
④生涯学習振興計画等の策定、⑤生涯学習中心施設等の有無、  
⑥教育の日の設定、⑦フェスティバル・シンポジウム等の実施  
(文科省の調査項目と同様)

## 第2章 生涯学習推進の基本方向

### 第1節 生涯学習の場の活性化

#### (ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備)

- 人が生きていくライフステージや置かれている状況によって、直面する課題は変わってくるため、それに応じて求められる学習の内容や手法等も変わってくる。
- 乳幼児から高齢者までの学習活動を支援するためには、家庭、学校、地域社会、職場等が連携して、「開かれた学習の場」を提供し、学習需要を喚起して、県全体として「学習する社会」を構築する必要がある。
- 学習環境の整備に取り組むにあたっては、対象者にとって重要となる学習内容や手法等に応じて取組を進めることが、各個人の抱える課題解決に資することとなり、ひいては社会全体の課題解決につながるようになると考えられる。



## 1 家庭における教育力の向上

- 家庭教育については、平成18年の改正教育基本法第10条<sup>\*1</sup>にはじめて明記され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と、親の役割を明確にしている。
- 現代社会は、親子の育ちを支える人間関係の弱まりと子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題が重なり、「家庭教育が困難になっている社会」と分析されている。（「沖縄県家庭教育支援推進計画」平成26年11月）
- 家庭における教育の充実に資する情報の提供、親の悩みや不安について相談できる体制の整備、親が家庭を見つめ直す契機となるような学習機会の提供など、幅広い角度から総合的に支援していくことが重要である。

## 2 学校における学習の充実

- 学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたって学ぶための基礎・基本を培う場である。
- 生涯学習社会における学校教育では、生涯を通じて主体的に学び続ける資質や態度を身に付けさせることがより大切である。学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場として、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えるなどの、「生きる力」<sup>\*2</sup>を育成することが重要である。
- 「生きる力」については、社会教育等の各施策の中でも、わかりやすく提示していくことは、今後、人々の自立を具体的に支援していく方策を検討する上でも意義深いものである。
- 「18歳選挙権」<sup>\*3</sup>に対応した学校における主権者教育については、主権者として社会の中で自立し、他者と連携しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じた身に付けさせることが重要である。

## 3 地域社会における学習活動の促進

- 少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢が大きく変化するとともに、人々の価値観が多様化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきている。
- 地域づくりは、生涯学習の振興と関連が強く、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味を持っている。

- 今後は、人々が、自発的に地域づくりに参画する契機となるような、様々な学習機会を提供するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援したり、これらの活動を支える人材育成に努める必要がある。また、社会教育のあり方を常に見直し、その充実を図っていく必要がある。
- 公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関（民間事業者、NPO等）が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動を推進する必要がある。

#### 4 職場における学習活動の促進

- 技術革新の急速な進展や情報化・グローバル化、産業・就業構造の変化等により、人々は、時代変化に柔軟に対応する新しい知識・技術を習得する必要に迫られている。
- 一方、職場においては、必要に応じて、勤労者の職能開発、ボランティア活動、スポーツ、教養の向上、文化活動に取り組むなど、県民が勤労者として、社会人として、その能力を発揮して、生き生きと働き、生活することができるような環境の整備が必要である。
- また、職業人としての資質の向上や安全衛生教育、自己啓発活動への支援等を含め、職場における学習活動を推進することが重要である。
- その他、これまでと異なる職種を選択するために新しい専門性を身に付ける学習や、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断したあとに、職場に復帰するために必要な学習等も重要になると考えられる。

※<sup>1</sup>【教育基本法第10条（家庭教育）】

- 1 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の主体性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

※<sup>2</sup>【生きる力】

「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」（平成8年中央教育審議会答申）

※<sup>3</sup>【18歳選挙権】

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。

## 第2節 生涯学習推進の具体的方策

### 1 地域と学校の連携・協働

- 地域における学校との協働体制のあり方については、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」\*1を推進し、従来の学校支援本部等の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を整備することが必要である。

### 2 現代的課題に関する学習機会の拡充

- 社会の急激な変化の中で、人間性豊かな生活を営むために、理解し体得しておくことが望まれる現代的課題についての学習機会の拡充を図るとともに、その成果を幅広く活用するためのシステムづくり、いわゆる「知の循環型社会」\*2の構築が必要である。
- 現代的課題に対応するためには、教育行政をはじめ、福祉、環境、文化等、各分野の総合的な連携が不可欠であり、多様な学習機会をより多くの人々に提供することは重要である。

### 3 生涯学習によるまちづくり

- 昔から「まちづくりはひとづくりから」と言われてきた。本県の多くの市町村では、「住民参加のまちづくり」が進められており、その多くは「住民の何らかの生涯学習」とその「学習成果の活用（還元）」が基盤となっている。
- 地方分権の時代、各地の個性的なまちづくりが求められる現在では、住民が身に付けた諸能力や感性を生かして、まちづくりに加わることを求められている。まちづくりには、人々が生涯学習活動で習得した様々な学習の成果を活用することが必要である。
- 自分たちのまちづくりを行政だけに頼らずに、住民自身も行政と協力しながら進めていこうという気運と実践活動が「新しい公共」\*3へつながる。

### 4 ボランティア活動の推進

- 生活スタイルの変化、価値観の多様化など急激な社会の変化の中、人々は精神的な充実感や生きがいを求めており、個人の自由な意思に基づき知識・技術や時間等を地域社会のために役立てながら、共に生きようとするボランティア活動への関心が高まっている。そのため、生涯学習で得た成果を生かして様々なボランティア活動に取り組むことが期待されている。

## 5 学び直しの機会の拡充

- 科学技術の進展、産業構造の変化などにより学習需要の高度化・専門化が進み、社会人・職業人の学びの場が必要となっている。また、超高齢社会に対応するための学び直しの機会の拡充が求められている。
- 放送大学をはじめ、高等教育機関や産業界、関係行政機関等が相互に連携・協力し、学び直しの機会の拡充を総合的に推進していく必要がある。

### ※<sup>1</sup>【地域学校協働活動】

地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動。

### ※<sup>2</sup>【知の循環型社会】

「各個人が、自らのニーズに基づき学習したことにより得られる様々な経験や知識等を社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するため、社会の中に還元(循環)すること。」  
(平成20年2月19日中央教育審議会答申より)

### ※<sup>3</sup>【新しい公共】

「新しい公共とは、すべての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、様々な新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その成果が社会に適正に戻ってくることで、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会をつくるための『協働の場』である。つまり、『支え合いと活気のある社会』をつくるための当事者たちの『協働の場』である。」(平成22年6月4日『新しい公共』円卓会議資料『新しい公共』宣言より)

## 第3節 生涯学習推進体制の整備

### 1 行政の推進体制

沖縄県生涯学習審議会(建議)「本県の生涯学習推進体制の整備・充実」(平成9年)を再確認するとともに、生涯学習振興行政を、より一層「総合行政」として機能させるために、行政の「横の連携」を強化し、生涯学習推進本部や事務局体制の活性化を図る必要がある。そのためには、教育行政と一般行政の一体化・足並みのそろえが必要であり、関連する諸計画の連動性・整合性が求められる。また、全県的な生涯学習振興に向けて、県と市町村が役割に応じて生涯学習・社会教育の推進を図るとともに、県と市町村、市町村間の連携、NPOや民間企業・団体への働きかけ等を一層進めていく「ネットワーク型行政」の推進が必要である。

#### (生涯学習推進本部体制の充実)

- 「沖縄県教育大綱」の「主要施策1. 潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」(生涯学習の充実)において「生涯学習推進体制の充実」として生涯学習推進本部を位置づけ、全庁体制で生涯学習の推進を図る。
- 生涯学習推進本部(実務者会議)を定期的で開催し、各部局の生涯学習関連事業の成果と課題を共有する情報交換の場、各部局の生涯学習関連事業の課題解決のための対策に向けての協議の場とする。
- 生涯学習推進本部活動に係る広報活動を充実させる。

#### (生涯学習推進本部関係部局の横の連携)

- 共通目的(課題)の協働実現を図るため、幹事会・実務者会議の機能を強化する。
- 生涯学習の振興に関する共通認識を図るための「講演会」等を開催する。
- 生涯学習推進本部の構成課における各生涯学習関連事業に係る広報活動の充実を図る。
- 施策、事業の実施にあたっては、生涯学習推進本部構成課の積極的かつ効果的な連携・協働を通して、無駄や重複をなくす。

#### (生涯学習審議会の継続的開催)

- 「沖縄県生涯学習審議会」を更に充実させ、継続的に開催し、本県生涯学習推進の課題等について調査・研究を行う。その答申・建議・提言等は、「沖縄県生涯学習推進計画」に反映させる。

### **(行政組織の充実・拡充)**

- 指導主事・社会教育主事の処遇・配置の工夫・改善を図る。例えば、社会教育主事の配置についての現状・課題を分析し、生涯学習推進のための基盤整備の充実を図る。
- 総合教育センターと生涯学習推進センターの合同化・協働化を図る。

### **(社会教育と学校教育の連携・協力のあり方)**

- 教育基本法第3条「生涯学習の理念」及び第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定を検討し、学習した成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られ、生涯学習による「知の循環型社会」を形成する。また、相互の連携及び協力のあり方としては、学校、家庭及び地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚する。
- 社会教育と学校教育の関係を、方法・プログラムの部分共有から目的自体の共有の形へと移行させる形で、「生涯学習推進計画」の中に反映させ、実践につなげる。

## **2 県と市町村の役割分担**

### **(県の果たすべき任務・役割)**

- 県においては、県民の生涯にわたる学習を県全体として推進することである。そのためには、県主催事業の実施、市町村の支援、その他関係機関・事業団体等への支援・相互協力を行う。
  - ・県全体の生涯学習推進体制の整備を図る。
  - ・県の施策を通じた生涯学習の推進と推進のための市町村への情報を提供する。
  - ・県民、市町村への情報提供及び広報活動を充実させる。
  - ・生涯学習推進のための人材を育成する。

### **(市町村の果たすべき任務・役割)**

- 市町村においては、当該市町村民の生涯にわたる学習を当該市町村全体として推進することである。
  - ・生涯学習推進体制の整備を図る。
  - ・住民のニーズに沿った学習機会を提供する。
  - ・県行政、関係機関、民間(企業等)とのネットワークを構築する。
  - ・生涯学習推進のための人材を育成する。

### 3 市町村の生涯学習推進体制状況

#### (生涯学習推進体制状況の調査)

- 本県の生涯学習を推進するためには、沖縄県生涯学習推進本部の組織の充実を図り、県全体の取組体制を強化するとともに、市町村における生涯学習推進本部の設置をはじめ、生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。
- 市町村は、次の項目について、生涯学習推進体制状況を調査し改善に生かす。
  - ・生涯学習・社会教育担当課の設置
  - ・生涯学習推進組織等（推進本部等）の設置の有無
  - ・答申、建議、提言等の有無
  - ・生涯学習振興計画等の有無
  - ・生涯学習中心的施設等の有無
  - ・生涯学習宣言都市の有無
  - ・「教育の日」の有無
  - ・社会教育委員の会議の有無
  - ・フェスティバル・発表会・シンポジウム・フォーラム等の有無
  - ・全国生涯学習市町村協会への加盟状況 等
- 市町村は、各市町村「生涯学習推進計画」を策定し、推進する。
- 市町村は、各市町村「生涯学習推進計画」の実施状況の分析・整理を行う。

### 4 生涯学習推進の達成度評価

#### (生涯学習推進の達成度評価)

- 県の生涯学習推進状況等についてPDCAサイクルの評価を行う。  
(\*「Plan計画→Do実行→Check評価→Action改善」による評価の実施)
- 点検、評価にあたっては、数値化を含めた「指標」の設定に努める必要がある。

#### (学習の質の保証と学習成果の評価・活用)

- 様々な主体から多様な学習機会が提供されるが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて質の保証を図っていくことが求められている。
- 生涯学習の構築に向けて学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価し、活用できるようにすることが重要である。

## **〔第2部 生涯学習推進の具体的取組〕**

### **第1章 学校支援によるまちづくりの推進**

#### **第1節 「学校支援」を足がかりとした「地域コミュニティづくり」の推進**

島しょ県沖縄においては「人材こそ最大の資源」の考えを共有し、家庭、地域住民が連携して、子どもたちの躰や道徳など人間教育を育んでいる。自分の地域に誇りを持ち、大きな夢と目標を抱いて生き生きと学ぶ、将来を担う子どもたちを育成するには、地域住民等の連携・協力が必要である。

##### **（「学校支援」の必要性）**

- 学校と地域との連携体制を構築し、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくことが求められている。このため、地域住民による学習支援活動や登下校の安全確保活動など、学校を支援する地域の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築く礎となる。
- 地域住民が、これまでに培ってきた知識や経験、学習の成果を学校教育の場に生かすことで、教育に対する社会全体の連携の強化及び生涯学習社会の実現につながり、ひいては、地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 多くの地域住民等や家庭（保護者等）が相互に連携し、大人と子ども、大人同士がふれあう機会になれば、人間関係の回復や地域の絆の深まりが期待でき、地域及び家庭の教育力の活性化につながる。

##### **（「学校支援」体制の充実）**

- 沖縄における団塊の世代（1950年から数年の出生）が持っている知識や技能、経験を地域コミュニティづくりに生かすことが求められており、その力を有効に活用する方策を検討することが必要である。
- 地域住民が学校支援活動に参加することについて、教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアや学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保及び地域住民の活動経費の確保が必要である。また、これらを円滑に進めるため、教育委員会における学校教育担当課と社会教育担当課の連携等が特に重要となる。

##### **（学校を核とする地域連携）**

- 学校の力を生かした地域づくり、「学校支援地域本部事業」※<sup>1</sup>「放課後子ども教室推進事業」※<sup>2</sup>「土曜日の教育支援体制等構築事業」※<sup>3</sup>を活用した地域住民のつながりづくりを強化する。
- 学校の状況に応じ、地域交流室の設置、地域連携室等の整備・充実に努め、学校内に、地域住民等が自由に集える場所の確保に努める。

- 学校図書館を地域へ開放する。読み聞かせボランティアや図書館ボランティアなどの協力を得る。
- 公民館で行う講座と学校の授業の合同実施、公民館講座で学んだことを学校の総合学習的な学習の時間等に取り上げてもらい、講師等として指導にあたる。

### （「地域コーディネーター」の学校派遣）

- 地域連携担当教員を通した学校との意見交換・情報共有により、学校のニーズと地域のボランティアの力を効率よく結びつける。
- 地域や教員とのコミュニケーションが必要である。
- 学校支援地域本部事業を受け入れているかいないかによらず、配置し、学校医等と同様に要覧に名簿を掲載する。

### （「地域連携担当教員」の効果的配置）

- 開かれた学校づくりには、校長のリーダーシップのもと、校内における地域との連携・協力体制を構築する仕組みが必要である。そのためには、地域連携担当教員の業務を確認するとともに、学校が地域連携担当教員に社会教育関係者や地域の人材等をコーディネートする役割を担う社会教育主事有資格者を配置できるように、有資格者の人材育成に取り組み、社会教育主事有資格者の登用の促進を図る。
- 各教育事務所での校長、教頭、教務主任研修会等で、学校における地域連携担当者の役割について認識を深めていく。

#### ※1 【学校支援地域本部事業】

- ・地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行うことを目的に実施する。
- ・大人が子どもたちに多く関わることで、多様な体験、経験の機会が増えたり、規範意識やコミュニケーション能力の向上などの効果が期待され、かつ教員がより教育活動に力を注ぐことができることで、学校教育の充実を図ることができる。
- ・地域住民等が自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図ることができる。

#### ※2 【放課後子ども教室推進事業】

- ・子どもたちを地域社会の中で心豊かで健やかに育むことを目的に実施する。
- ・放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動の取組を実施し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりを推進する。

#### ※3 【土曜日の教育支援体制等構築事業】

学校週5日制において子どもたちがより豊かで有意義な土曜日を過ごせるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、土曜日（休日、長期休業等含む）の教育環境を豊かなものにしていく取組

## 第2節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」の推進

現在、学校を地域の拠点として、社会全体で支援する取組が進められており、地域住民の学校運営への参画や地域力を生かした「学校支援」が図られている。このようにして培われてきた学校の力を地域づくりに還元し、「学校づくり」と「地域づくり」を一体的に推進していく必要がある。そこで、地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」<sup>※4</sup>の推進を図る。

### （地域を核とする連携）

- 自治公民館、自治会等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」を推進する。
- 「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図る取組を通して、「地域の教育力の向上」を目指す。
- 各社会教育関係団体や地域住民等が連携して、地域で「子ども」と「大人」がふれあう活動を推進することで地域の活性化を図る。（地域の実情に合わせて「CGG運動」<sup>※5</sup>「おきなわ地域教育の日」<sup>※6</sup>などを活用する）

#### ※4 【地域コミュニティとは】

「日常生活のふれあいや協働の活動、活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと」

（総務省「地域づくりキーワードBOOK 地域コミュニティ再生」より）

#### ※5 【御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動】

『「地域の子は地域で守り育てる」との共通認識のもと、すべての地域住民が参加する『クリーン活動』及び『御万人のふれあい活動』として、年に1回の全県一斉運動」

#### ※6 【おきなわ地域教育の日（実践例）】

- ・これまでの活動を子どもたちとともに活性化させる活動
- ・大人と子どものふれあいの場をつくる活動（CGG運動など）
  
- ・声かけ運動とともに、安全・安心な地域づくりを目指す活動
- ・子どもたちが主役となるような心の居場所をつくる活動
- ・子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせる活動  
など、地域の実情に合わせて、毎月実施できる。

### 第3節 「次世代の学校・地域創生」を目指した取組の推進

昨今、地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず社会総掛かりで対応することが求められる。そうした中、『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地方創生』（平成28年1月）<sup>※7</sup>が策定され、学校・地域それぞれの視点に立ち「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくことが示された。今後は、従来の地域と学校の連携体制を基盤に、順次組織・体制の整備、取組の推進を図っていく必要がある。

#### （「次世代の学校創生」）

- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図る。
- 公立学校へのコミュニティ・スクール<sup>※8</sup>導入の促進を目指し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を支援する。

#### （「次世代の地域創生」）

- 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する。
- 「支援」から「連携・協働」、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展していく「地域学校協働活動」を推進する。

#### ※7 【「次世代の学校・地域」創生プラン】

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の3つの答申<sup>※</sup>の内容の具体化を強力に推進することを目指し、平成28年1月に策定した。

#### ※中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」
- ・これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～

#### ※8 【コミュニティ・スクール】

学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

## 第2章 県の生涯学習の推進

### 第1節 家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって、家族とのふれあいを通じ、人間形成が行われる最初の間であるとともに、規範意識を育むなど、人間としての基本的な資質や能力を育成する場であり、すべての教育の原点ともいえる。家庭における教育力の向上は、子どもの基本的な生活習慣を確立させ、豊かな感性や情操を育む。

さらに、経済的支援や特別な支援を必要とする子どもを持つ親の子育てを支援（学習機会の提供）する体制づくりに、地域住民や民間の力を生かすことが必要である。

また様々な青少年の体験活動は、思いやりの心や規範意識を育み、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し解決したり、人との信頼関係を築いて共に物事を進めていく喜びや充実感を体得させることができる。

#### （施策の方向）

- ①子どもは次世代の親となることから、「子育てセーフティネット」の整備は次世代の親づくり、地域及び沖縄の未来づくりであるという認識を県民全体で共有し、長期的な視野に立った子どもの健全育成や居場所づくり、安全確保に向けた環境整備に取り組む。
- ②親になるための学習機会や、親のための相談事業を一層充実させる。特に、乳幼児における親子の信頼関係の重要性、父親の子育てへの参画の重要性についての啓発に努める。
- ③本県の持つ豊かな自然環境と独特の風土、ユイマール等の精神文化を効果的に生かしつつ、学習の機会、児童相談など地域子育て支援、多様な保育サービスの充実等を図り、地域社会全体で子育てを支援する体制を構築する。
- ④広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、自立支援策の強化や社会的養護体制の整備、子どもの貧困問題の解消等に取り組む。
- ⑤家庭教育を支援する「家庭教育支援チーム」の組織化を図り、活用する。
- ⑥放課後の子ども支援として、学校支援や体験活動を充実させるため、民間の力を生かした支援体制づくりを推進する。
- ⑦親の子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりと自信を持って家庭教育を実践することができるよう、子育てに関する情報の提供や相談体制、研修会の充実を図る。
- ⑧青少年健全育成を目的とした事業の周知、広報及び活動の拡充を図るため、県各部局、市町村、青少年教育施設、民間団体等の各機関と連携を強化する。

- ⑨沖縄県における家庭の教育力の改善充実を図るため、県が推進する家庭教育支援の方向性や具体的な取組を示した、「沖縄県家庭教育支援推進計画」を着実に実施する。

**(取組み)**

方向	具体的取組	主な関連事業
①	○家庭における児童養育の技術や児童に係る家庭の人間関係、その他児童福祉に関する事項について相談援助活動を行う。	・家庭児童相談事業 (青少年・子ども家庭課)
①	○育児に関する情報交換、様々な文化活動、研修会の開催、児童の事故防止活動等を支援する。	・家庭教育支援者研修会 ・家庭教育力促進「やーなれー」事業 (生涯学習振興課)
②	○母子家庭、寡婦及び父子家庭において日常抱えている諸問題の解決を図るため、弁護士、養育費専門相談員による相談を行う。	・母子家庭等自立促進事業 就労支援、ひとり親家庭等 (青少年・子ども家庭課)
②	○家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者や、友人関係等で悩む子どもへの支援として、電話での相談に応じる。	・スクールカウンセラー配置事業 (義務教育課)
②	○養育上の悩み等による相談及び高度の専門的知識、技術を有する者による相談援助活動を一体的に実施する。	・親子電話相談事業 (生涯学習振興課)
②	○養育上の悩み等による相談及び高度の専門的知識、技術を有する者による相談援助活動を一体的に実施する。	・家庭支援相談事業 (児童相談所)
②	○養育上の悩み等による相談及び高度の専門的知識、技術を有する者による相談援助活動を一体的に実施する。	・家庭支援相談事業 (児童相談所) (青少年・子ども家庭課)
③	○地域において子育て親子の交流等を行う子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。	・地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)
④	○生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充する。	・子育て総合支援モデル事業 (子ども未来政策課)
④ ⑥	○地域住民の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点をつくる市町村を支援する。	・放課後子ども教室 (生涯学習振興課)

⑤	○家庭教育の支援を図るため、学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」等の設置促進を図り、家庭教育を活性化する。	・家庭教育支援事業 (生涯学習振興課)
⑥	○社会教育指導員、民生委員・児童委員、教育相談員、青少年育成指導者等を対象に、家庭教育支援者研修会を実施する。	・家庭教育支援者研修会 (生涯学習振興課)
④ ⑥	○児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な「体験・活動」を行うことができるよう小学校内への放課後児童クラブ設置を促進する。	・放課後児童クラブ支援事業 (子育て支援課)
⑦	○母子家庭及び寡婦、父子家庭の自立を支援、生活基盤の安定化を目的として、個々の職種に必要な知識・技能の習得のための講習会を開催する。	・母子家庭等自立促進事業 (青少年・子ども家庭課)
⑧	○親子で野外活動、親子キャンプを行い、地域の自然に触れることや親子のふれあいを通して、家庭教育の支援を図る。	・県立青少年教育施設 (6施設にて開催) ・青少年フレンドシップ イン九州 (青少年・子ども家庭課)
⑧	○青少年の相互交流を図るとともに、規律ある共同生活を通して、自主性及び協調性を養い、青少年の健全育成を図る。	・ファミリーキャンプ ・自然とふれあう親と子の集い (生涯学習振興課)
⑧	○健全でたくましい青少年の育成のため、社会奉仕や自然体験等の活動を推進するとともに、いじめ・暴力行為等の未然防止に向けた取組を実施する。	・スクールカウンセラー 等配置事業 (義務教育課) (県立学校教育課) ・小中アシスト相談員事業 (義務教育課)
⑨	○県内各地において、保護者同士で家庭教育について学び合う、夢実現「親のまなびあい」プログラムを実施し、保護者の学びの機会を提供するとともに、各地で様々な家庭教育支援を行う人材を養成する。	・家庭教育力促進「やーなれー」事業 (生涯学習振興課)

## 第2節 文化活動の推進

文化芸術は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から高度な芸術活動に至るまで、範囲が広く、長い歴史の中で育まれてきた。人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すとともに、それ自体が生涯学習である。

また、郷土の伝統文化や文化芸術に触れ、自らも文化活動に参加し、あるいは歴史や文化を学ぶことは、豊かな精神生活を送るとともに、地域の振興に役立てることができる。

沖縄の伝統文化や文化芸術を継承・発展させるために、文化財の保存、公開・活用に取り組むとともに、様々な文化芸術活動への支援を促進する。

### (施策の方向)

- ①学校における文化活動の促進に向けて、優れた指導者の派遣や、文化活動の発表の機会を設け、児童生徒の文化活動の活性化と向上に努める。また、児童生徒の豊かな感性を育むため、音楽、演劇など、生の芸術に触れる機会の提供・充実に努めるとともに、組踊、沖縄芝居や琉球舞踊等の沖縄伝統芸能に触れる機会を設ける。
- ②文化資源については、沖縄の先人たちが長い歴史的伝統の中で築き上げてきた、貴重な文化遺産並びに資産を未来へ継承発展させる。
- ③県民の多様な芸術活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供する。
- ④県立博物館・美術館において、本県の自然・歴史・文化・芸術について、県民に鑑賞の機会を提供し、情操豊かな人間性の涵養に寄与する。
- ⑤「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存管理体制を充実するとともに、ユネスコ無形文化遺産となった組踊をはじめとする沖縄伝統芸能等の学習機会を提供し、地域の活性化につなげる。
- ⑥考古学の研究成果を紹介したり、発掘調査によって得られた成果を広く公開し、活用を図る。

### (取り組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
① ②	○県立博物館・美術館「移動博物館」の開催などにより、県民の「郷土の文化芸術」に対する意識の高揚と普及を図り、離島、遠隔地域の活性化を促進する。	・移動博物館 ・移動美術館 ・体験学習教室 (文化振興課)
① ②	○県立博物館・美術館、県立埋蔵文化財センター、青少年教育施設などにおいて、沖縄の自然・歴史	・史跡等の公開活用 ・文化財愛護事業

	・文化・芸術と結びつけた体験的な活動を実施する。	・県立埋蔵文化財センター文化講座 (文化財課)
① ②	○史跡めぐりなどを通して、郷土の歴史を理解し、 風土・文化などの継承の必要性などについて学ぶ。	
③	○県外での組踊特別鑑賞会に取り組むとともに、県内での児童生徒鑑賞会を推進することで、組踊をはじめとする沖縄の伝統芸能の普及を図る。また、児童生徒の豊かな感性を育むため、音楽、演劇など、生の芸術に触れる機会の提供・充実を図る。	・組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業 ・組踊等教育普及事業 ・芸術鑑賞機会提供事業 ・次代を担う子どもの文化芸術体験事業 (文化財課)
③ ④	○県民の多様な文化芸術活動を奨励するとともに、沖縄の自然・歴史・文化・芸術に関する最新の研究や博物館資料等を紹介する。	・芸術文化祭 ・博物館文化講座 ・美術館講座 ・常設展、コレクション展、企画展 (文化振興課)
②	○沖縄県公文書館収蔵資料等の利用普及を図り、県民文化の向上に資する。	・公文書等利用普及事業 (総務私学課)
⑤	○国指定重要文化財「 <small>おきなわけん しゅりじょうきょう</small> 沖縄県首里城京の内跡出土陶磁器附一、金属製品一、ガラス玉」 <sup>※1</sup> をテーマに沿って年次的に公開する。 ※「琉球王国グスク及び関連遺産群」関連	・重要文化財公開「首里城京の内跡出土品展」 ※世界文化遺産保存活用推進 (文化財課)
⑥	○県立埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査により出土した埋蔵文化財を県民に公開するとともに、県民を対象とした講演会や体験発掘等を実施する。	・企画展、現地説明会、体験学習、文化講座、出前授業、刊行等 (文化財課)
②	○「しまくとうば」普及推進計画に基づき、全県的かつ横断的な「しまくとうば」県民運動を展開し、沖縄文化の基層となる「しまくとうば」の普及・継承を図る。	・しまくとうば普及推進事業 (文化振興課)



[移動博物館：離島訪問の様子]



[体験学習教室：バックヤードツアーの様子]

※1 【<sup>しゅりじょうきょう</sup> 沖縄首里城 <sup>うちあとしゅつどとうじき</sup> 京の内跡出土陶磁器 附 一、金属製品 一、ガラス玉】

- ・那覇市首里当蔵に所在する首里城内郭の京の内跡の天順3(1459)年に焼失した建物跡から出土した陶磁器の一括である。
- ・出土した陶磁器は、中国産の青磁、白磁、明代の染付を中心に、元代の染付、色絵、褐釉陶・磁器、瑠璃釉、紅釉など、タイ産の褐釉陶器、ベトナム陶器、日本の備前陶等で構成され、概ね14世紀中頃から15世紀中葉のものである。
- ・琉球王国は首里城正殿に吊られていた「万国津梁の鐘」の銘文に「船舶を諸国と結ぶ小橋とすることによって異国の宝物類が国中に充満する」(訳文の趣旨)とあるように、中継貿易で栄えた琉球王国の繁栄ぶりを如実に示す貴重な一括資料である。

(平成12年6月27日付け 文部省告示第120号)

### 第3節 国際交流・協力の推進

国際交流・協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、活動を通して海外との新たな交流が生まれ多様な国々の文化を理解し、国際的な視野を持った若い人材を育成することにより、世界に開かれた交流と共生の島・沖縄を形成すること及び地域の活性化につながることを期待できる。

明治以降、本県の人々は、ハワイ州、南米・北米など広く海外へ移住し、現在そのネットワークはヨーロッパなど世界各地へ広がり、海外在住の県系人は42万人といわれている。海外の県系人を核とする「ウチナーネットワーク」は、沖縄の地理的特性、歴史的背景から蓄積された特色ある資源であり、本ネットワークを通じ、海外との交流を深め活用することによって、多様な文化の理解を促進し、地域の活性化につなげていくことが必要である。

#### (施策の方向)

- ① 県民の国際交流・協力についての理解と関心を高め、国際化の進展に対応し得る人材の育成及び確保に努める。
- ② 国際化社会の進展に対応すべく県民を積極的に留学等で海外に送りだすことに努める。
- ③ 本県が国際的な交流拠点となるために、若者を中心にした、海外との交流プログラムを実施する。
- ④ 国際化の進展により、外国人の増加と定住化が進む方向にあることから、生活者としての外国人に対する支援策の拡充を促進する。
- ⑤ 国際交流・協力を積極的に進めていこうとする民間国際交流団体の育成・強化を図り、県民の幅広い参画を促進する。
- ⑥ 国際協力の実施機関であるJICA沖縄国際センターと連携・協力して、県民、児童生徒の国際協力への関心と理解を深める啓発活動を促進する。

#### (取り組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
① ② ③	○本県の青少年を海外に派遣し、各専門分野等の視察により国際的視野を広めるとともに、諸外国の同世代との交流を通して相互理解を深め、本県青少年の交流活動の充実・発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おきなわ国際協力人材育成事業</li> <li>・海邦養秀ネットワーク構築事業</li> <li>・国際交流・協力ボランティア事業(交流推進課)</li> </ul>
⑤	○国際交流・協力を支える民間ボランティア登録制度の拡充・活用を図り、国際交流・協力の促進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル・リーダー育成海外短期研修事業(県立学校教育課)</li> <li>(文化財課)</li> <li>・国際性に富む人材育成</li> </ul>

		留学事業 (県立学校教育課)
④	○開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を受け入れ、専門分野の知識、技術を習得させることにより、人材育成支援を行い、開発途上国の発展に寄与する。	・草の根技術協力 ・海外からの技術研修員受入 (※JICAとの連携)
④	○我が国において義務教育を受ける機会を逸した県内在住の県系移住者子弟等に対し、漢字の基礎的な読み書き学習の場を提供することにより、日常生活に必要な識字能力の養成と勉学意欲の向上を図る。	・戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業 H29年度まで (義務教育課)
① ② ③	○諸外国の青年との交流を通して青年相互の友好と理解を促進し、青年の国際的視野を広げること等により、次代を担うにふさわしい青年の育成を図る。	・青年国際交流事業への派遣 (青少年・子ども家庭課)
① ② ③	○沖縄県高校生海外雄飛プロジェクトにおける高校生の相互交流を通して、自国と他国の歴史や文化について学び、平和を希求する心を持つ、21世紀の国際社会に貢献する人材の育成を図る。	・沖縄県雄飛プロジェクト (県立学校教育課)

## 第4節 福祉と安全のまちづくり

今後数年内に到来するとされる超高齢社会においては、心身ともに健康で、自由な時間を多く持つ高齢者層がこれまで以上に社会において大きな割合を占めることとなる。

このため、“高齢者も自立して共に社会参加し、社会を支え合う一員である”といった、新しい高齢者像の確立が求められており、こうした社会の変化に対応して、絶えず新たな知識や技術を習得する学習機会が必要である。

超高齢社会を迎える中で、高齢になっても自分らしく、生き生きと暮らしていくためには、高齢者自身だけでなく、すべての県民が高齢者や超高齢社会に対する理解を深めるとともに、自身の老後を有意義に過ごせるよう、若年期からの学習や社会参加活動を促進していく必要がある。あわせて学んだことを積極的に社会に生かす、知の循環型社会の構築が求められている。

また、人々が住み慣れた地域で、安全で安心して安らぎのある生活を送れ

る地域社会づくりができるよう、自然災害、交通事故、犯罪、消費者問題など安全に関する学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要がある。

**(施策の方向)**

- ①多様化する高齢者の学習ニーズに対応した、各分野における高齢者向けの学習機会の拡充に努める。
- ②県民一人ひとりの高齢者や超高齢社会に対する理解を深めるため、広報・啓発や情報提供・相談体制の強化・拡充を図るとともに、高齢者の社会参加活動を促進するため社会活動の場・機会の充実に努める。
- ③高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験、技能を生かした社会参加ができるよう、就労機会の確保やボランティア活動等への参加を促進し、生き甲斐づくりにつなげる。
- ④高齢社会は、あらゆる世代に関わる問題であることから、それぞれの世代にふさわしい学習機会を提供する。さらに、高齢者と異世代の相互の理解を促進するため、高齢者と青少年等との世代間交流を促進する。
- ⑤障がい者の社会参加の促進を図るため、地域生活支援事業の充実に努める。
- ⑥地域社会の実情に応じた消防防災、防犯、交通安全意識の高揚や学習機会の提供を促進する。
- ⑦交通安全に関するマナーとルールの普及のため、広報・啓発活動を推進し、参加・体験・実践型の交通安全教育を支援する。
- ⑧多様化・複雑化する消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、幼児期から高齢期までの生涯を通じてそれぞれの時期に応じ、学校や地域など様々な場において、消費者教育が受けられるような体系的な取組を推進する。

**(取り組み)**

方向	具体的取組	主な関連事業
① ④	○高齢者の創作による美術作品展を開催し、芸術文化活動への参加を促すことにより、高齢者が創作活動等の生きがいを持つことで、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与する。	・かりゆし美術展 (高齢者福祉介護課)
②	○各地域で高齢者の指導者として活動できる人材を養成する。	・シニアリーダー研修等事業 (高齢者福祉介護課)
① ④	○高齢者に体系的な学習及び社会活動への参加の機会を提供して、地域活動の担い手としての資質を向上させるとともに、生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持につなげる。	・かりゆし長寿大学校運営事業 (高齢者福祉介護課)

② ③	○高齢者の健康保持・増進とともに社会参加を促進し、ふれあいと活力ある長寿社会を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おきなわねりんピック</li> <li>・選手等派遣事業</li> <li>・ちゃーがんじゅう地域推進事業 (高齢者福祉介護課)</li> <li>・生涯生活設計セミナー (学校人事課)</li> <li>・介護講座・介護実技研修 (教育庁総務課)</li> </ul>
⑤	<p>○点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。</p> <p>○視覚障がい者を対象に、点字の書き方・読み方の訓練を行う点字教室、パソコン教室を開催する。また手話通訳者を養成するとともに字幕又は手話を挿入したビデオテープ、DVD等を聴覚障がい者に貸し出しする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳・朗読・要約筆者養成事業</li> <li>・手話通訳者養成事業</li> <li>・点字教室</li> <li>・視覚障害者パソコン教室 (障害福祉課)</li> </ul>
⑥	○地域住民や事業者等に対して、防犯講話、防犯教室を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民・職域防犯団体との防犯会議の推進(県警本部生活安全企画課)</li> </ul>
⑦	○子どもから高齢者に至るまで心身の発達段階やライフスタイルに応じた交通安全教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践型交通安全教育 (県警本部交通企画課)</li> </ul>
⑧	○消費者教育・金銭教育の推進を図るため、学校や公民館での出前講座などを通して、消費者トラブルの防止や消費社会に関する情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者啓発事業 (消費・くらし安全課)</li> </ul>



[かりゆし長寿大学校：卒業式の様子]



[実践型交通安全教育：高齢者教室の様子]

## 第5節 郷土の自然及び環境学習の推進

本県は、豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有している。これらの資源は、人々を魅了し惹きつける産業資源であるとともに、沖縄らしい自然を次世代に継承していく学習資源でもある。

このため、人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現を目指し、環境保全等に対する県民意識の啓発・普及と合わせ、自然環境に親しむ体験学習など多様な学習機会の提供を図る必要がある。

また、今日の環境問題は、騒音や悪臭などの身近な問題から、野生動植物の絶滅、地球温暖化といった国境を超え将来世代にわたり影響を及ぼすという空間的・時間的な広がりをもっている。

このような環境問題に対処し、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが必要であり、家庭、学校、職場、地域社会等様々な場において環境学習の機会を提供する必要がある。

### (施策の方向)

- ①学校、地域及び関係機関・団体との連携・協力の下、県民が主体的に保全維持、創成活動を行うなど、県民全体で自然環境を次世代に受け継ぐための取組を推進する。
- ②自然観察会等の自然に親しむ各種活動などを通じ、自然を学ぶ、自然に学ぶ学習機会の提供に努める。
- ③県民、学校、地域の団体、事業者等とのパートナーシップを形成し、環境学習の効果的な推進を図る。
- ④各主体の環境学習に対して、情報の提供、人材の派遣、教材・資材の提供などの支援に努める。

### (取り組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
①	○水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源の重要性を県民に周知する。	・水の週間関連事業 (地域・離島課)
① ②	○緑化の普及啓発を目的に緑化技術の講習会等を行う。	・緑化教室 ・環境教育プログラム研修会 (環境再生課)
① ②	○学校や地域で環境保全活動の輪が広がることを目的に、学校教員や地域指導者を対象とした環境教育プログラム研修会を実施する。	・次代を担う青少年育成推進事業「ESD研修会」 (生涯学習振興課)

① ②	○自然に親しむための行事を通じ、自然に対する理解を深め、自然を大切にすることを育む。	
① ② ③	○緑の少年団に森林散策や木工の創作活動を体験させ、自然や環境保全への関心を高めるとともに、参加した各少年団員との体験交流学习会を行う。	・緑の少年団体験交流学习会（環境再生課）
②	○将来を担う児童が、離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進により、離島地域の活性化を図るため、離島へ派遣し体験交流を行う。	・沖縄離島体験交流促進事業（地域・離島課）
③ ④	○豊かな自然の中での体験活動を通して自然を大切にする、人と協力する、生活を工夫する等の心情や態度を育てるとともに、ねばり強い心とたくましい心を培う。	・沖縄県地域環境センター ・環境月間記念講演会 ・おきなわアジェンダ21「県民環境フェア」（環境再生課）
③ ④	○県民が環境問題についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため環境情報の発信、講演会、出前講座、イベント等を行う。	・生物多様性地域戦略事業（自然保護課） ・次代を担う青少年育成推進事業「ESD研修会」（生涯学習振興課）



[沖縄県離島体験交流促進事業：渡名喜島での様子]



[県民環境フェア：市町村出張開催の様子]

## 第6節 健康づくり・スポーツ活動の推進

近年、ライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病等が増加傾向にある。健やかで、心豊かに充実した生涯を送ることは、県民すべての願いである。

心身ともに健康な生活は、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に、現代社会においては生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が極めて高くなってきた。

また、スポーツ活動は、人々に、爽快感、達成感、連帯感といった精神的充足感をもたらすとともに、健康・体力の保持増進を図り、明るく豊かで活力ある生活づくりに役立つものである。

### (施策の方向)

- ①地域住民の多様なニーズに対応できる、健康づくりに関する実践的事業の企画、保健所や市町村保健センター、健康増進機能を有する施設の活用を推進する。
- ②メンタルヘルス、精神保健に関する県民への正しい知識の普及・啓発に努める。また、心の健康について、県民が気軽に相談できる機関等の案内・広報及び相談体制の充実に努める。
- ③地域の実情に応じた健康づくりに向けて、関係団体が主体的、組織的に取り組めるようその活動を支援する。
- ④沖縄県広域スポーツセンターを中心に、地域の特性を生かした総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努める。また、多様化する県民のスポーツニーズに適切に応え、県民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを継続的に実践できるようにスポーツ施設等の条件整備の充実に努める。
- ⑤市町村や職場での生涯スポーツ指導者の発掘及び養成確保に一層努めるとともに、地域住民と行政のコーディネーターとしてのスポーツ推進委員の資質の向上を図る。さらに、スポーツ活動を支援するボランティア等の育成に努める。
- ⑥高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいづくりの観点からニュースポーツ、健康体操等の普及促進に努める。
- ⑦地域住民の身近なコミュニティスポーツ施設として社会参加が容易になる社会基盤の整備に努めるとともに、地域住民への学校体育施設の開放を積極的に促進する。

### (取り組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
① ② ③	○地域で活動する栄養士や市町村栄養士の資質向上と相互の連携強化を図り、健康づくりに寄与する目的で教育研修会を開催する。	・地域活動栄養士研修会 ・健康づくり栄養担当者研修会（健康長寿課）
① ②	○健康づくりにおける食生活及び運動についての施策や事業の進め方など、健康づくり栄養担当者等	・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

③	のスキルアップを図る目的で研修会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止指導員研修会</li> <li>・薬物乱用防止教室 (薬務疾病対策課)</li> </ul>
① ② ③	○食生活を基本とした健康づくりを推進しているボランティア組織である「食生活改善推進員」に県民の課題である肥満・糖尿病予防対策及び食育活動の事業を委託し、地域活動を通して県民の健康意識の改善を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき健康づくりヘルスアップ事業 (健康長寿課)</li> </ul>
① ② ③	○思春期から更年期に至る女性に対し、各ライフステージに応じた健康教室及び講演会を開催し、女性の健康を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</li> <li>・不妊講習会 (健康長寿課)</li> </ul>
④ ⑤ ⑥	○県民がスポーツに親しむことができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの育成・支援に向けた環境の整備を推進する。また生涯スポーツの普及・振興を図るため各市町村のスポーツ推進委員及び生涯スポーツ担当者が一堂に集い、各地区におけるスポーツの諸問題について研究協議を行い相互の資質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員研究大会</li> <li>・スポーツ・レクリエーション祭</li> <li>・広域スポーツセンター事業</li> <li>・公認スポーツリーダー養成講習会 (スポーツ振興課)</li> </ul>
④ ⑤ ⑥	○県民の日常生活の中にスポーツ・レクリエーション活動を定着させ、明るく健康で心豊かな県民の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おきなわねりんピック (高齢者福祉介護課)</li> <li>・県営公園整備事業 (都市計画・モラル課)</li> </ul>
⑦	○地域における体育・スポーツの普及・振興に役立ため、学校教育に支障のない範囲において、県立学校体育施設を県民の利用に供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校体育施設開放事業 (スポーツ振興課)</li> </ul>



〔「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン〕



〔母子保健推進員研修会：研修会の様子〕

## 第7節 男女共同参画の推進

男女共同参画<sup>\*1</sup>社会を実現するためには、人権尊重の理念を社会に根付かせ、真の男女平等を推進し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれずに、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要である。

そのためには、引き続き男女共同参画の視点に立った意識啓発を家庭、学校、職場、地域の中で実施することが必要である。

### (施策の方向)

- ①家庭における男女共同参画の実現を図る。
  - ・男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発の実施
  - ・育児及び介護を支える環境づくり
  - ・配偶者等からの暴力（DV）の根絶
  - ・生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- ②職場における男女共同参画の実現を図る。
  - ・多様な就業を可能にする環境の整備
  - ・雇用分野における均等な機会及び待遇の確保
  - ・農林漁業における男女共同参画の推進
  - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ③地域における男女共同参画の実現を図る。
  - ・地域活動を推進するための連携・協働
  - ・生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
  - ・市町村における男女共同参画の推進
- ④社会全体における男女共同参画の実現を図る。
  - ・女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
  - ・男女共同参画に関する意識啓発の推進
  - ・男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
  - ・男女間における暴力の根絶

### (取り組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
① ② ③ ④	○沖縄県男女共同参画センターを拠点として、平成24年度から実施する第4次沖縄県男女共同参画計画 <sup>*2</sup> に基づき、県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に連携・協力しながら取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター事業等</li> <li>（平和援護・男女参画課）</li> <li>・人権教育指導者研修会</li> <li>（生涯学習振興課）</li> </ul>

※1 【 男女共同参画】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。」  
(沖縄県男女共同参画推進条例第2条より)

※2 【 第4次沖縄県男女共同参画計画】

第4次沖縄県男女共同参画計画期間は24年度から28年度までの5カ年間。29年度からは新たに策定する第5次沖縄県男女共同参画計画に基づき施策を実施する。

## 第8節 ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供

急激な社会の変化や価値観の多様化などにより、ボランティア活動の重要性が高まるとともに、活動を通して新しい交流や地域の活性化が始まるなど、生涯学習を形成する上で、大きな役割を担っている。ボランティア活動は、本来、意志さえあれば誰にでもできるものであるが、その活動に際して学習が必要な分野があることや、また活動に参加することで、意欲を高めることにつながり、生涯学習を促す活動としても大切である。

また、産業に関連した様々な学習機会の提供は地域の魅力を再発見することに役立ち、県民にとって豊かな文化生活を営む上で有意義である。

### (施策の方向)

- ① ボランティア活動の振興のため、情報誌やインターネットを使った情報の提供やボランティアネットワーク体制の整備など、支援体制づくりを推進する。
- ② 社会人のボランティア活動への参加を進めるため、ボランティア休暇制度や保険制度の普及を促進する。
- ③ 社会教育関係団体・機関等との連携に配慮しながら、児童生徒の学校教育及び地域社会におけるボランティア活動の充実に努める。
- ④ 学校支援ボランティアの活用を推進し、コーディネーターの育成を図る。
- ⑤ 県民を挙げて推進している「ちゅらさん運動」の定着・拡大を図るため、広報・啓発活動を推進し、地域、職域における自主防犯ボランティア活動の拡充・支援を行う。
- ⑥ 地域資源等の掘り起こしや磨き上げによって、それらを地域の宝、財産として共有するとともに、地域社会を構成する住民、親族、自治会、NPO、行政、企業等の連携により、各世代が共生した「共助・共創型のまちづくり」を進める。
- ⑦ 青少年から高齢者まで、地域の一員としての自覚の下、まちづくりの活動に参加できるよう支援体制の整備を促進する。
- ⑧ 住民の主体的、自主的な生涯学習への取組を支援し、活力に満ちた「地域づくり」に努める。
- ⑨ 新産業の創出や既存産業の育成強化及び技術等の普及を図るため、各産業

分野において、専門的知識・技術を身に付けた人材や後継者の育成に関する学習機会の充実に努める。

- ⑩ キャリア教育等の一環として、望ましい勤労観、職業観を育むための職場見学、就業体験や教育プログラム等を実施し、児童生徒の発達段階に応じた体験活動に取り組む。これらを推進する上で、学校、家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等、各界が各々役割を発揮し、一体となった取組の強化を図る。

### (取組み)

方向	具体的取組	主な関連事業
① ②	○ボランティア活動の意義と役割について理解を深め、自ら実践する意欲を育てるとともに、ボランティアとして初歩的な知識・技術及び態度を実習を通して学ぶ。	・ ボランティア活動事業 (文化振興課) ・ ボランティア養成セミナー(生涯学習振興課)
① ② ③	○博物館・美術館のボランティア活動を通して、県民に自己学習と自己実現の機会を提供する。	
④ ⑤ ⑥	○地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。	・ 生涯現役活躍支援事業 (福祉政策課)
⑥ ⑦ ⑧	○漁業体験、水産物の料理教室などを実施し、水産業の普及啓発を行う。	・ 少年水産教室 ・ 青年漁業者活動育成事業 ・ 漁業士養成認定事業 ・ 未来のマリンパワー確保 ・ 育成一環支援事業 (水産課)
⑥ ⑦ ⑧	○小・中・高校生を対象に農業体験学習活動を支援し、農業体験受入体制の整備を図る。	・ 農業教育支援 (営農支援課)
⑥ ⑦ ⑧	○青少年をはじめとする一般県民に対して林業への理解を促進するとともに林業後継者の育成確保を図る。	・ 林業教室 ・ 森林・林業体験学習会 (森林管理課)
⑧	○県が重点的に取り組む事業や県政の課題について説明し、行政への理解を図るとともに、県民の主体的・自主的な取組を支援する。	・ おきなわ県政出前講座 (広報課)
⑨	○将来、農業経営者及び農業関係の業務に従事しよ	・ 緑の学園(オープンキ

	うとする高校生を対象に、農業大学校において農業の実践学習の体験、先進農家の見学等を行い、農業への関心と理解を深め、就農及び研修意欲の向上を図る。	キャンパス) ・農薬安全対策事業 ・農業青年リーダー研修会 (営農支援課) ・さとうきび生産性向上 対策事業 (糖業農産課)
⑨	○就農を希望している他産業従事者等を中心に、新規就農に関する基礎的な知識及び技術を習得できる講座制研修や農作業の体験研修を実施する。	・就農サポート講座 ・就農支援講座 (営農支援課)
⑨ ⑩	○児童が観光という視点を通して沖縄の歴史・文化、自然を学び、郷土に対する理解を深めることをねらいとして、「沖縄県『めんそーれ沖縄』観光学習教材」を作成し、全小学校に配付するとともに、教材を活用した観光教育への支援を行う。	・観光学習への支援 (観光振興課)
⑨ ⑩	○本県の伝統工芸等を継承・発展させるため、後継者の確保と育成に取り組む。	・工芸人材育成事業 (ものづくり振興課)
	○キャリア教育等の一環として、児童生徒の発達段階に応じて職場見学、就業体験や教育プログラム等の体験活動に取り組む。また、推進にあたっては、学校、家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と効果的に役割を分担し、一体となった取組を行う。	⑩科学関連 ・子供科学人材育成事業 (科学技術振興課) ⑩キャリア教育関連 ・インターシップ 推進事業 ・インターシップ 拡大強化事業 (県立学校教育課) ・インターシップ 拡大強化事業 ・大学生等県外就職チャレンジプログラム (雇用政策課)



[子供科学人材育成事業：実験の様子]



[インターンシップ事業の様子]

## [第3部 生涯学習実施機関の充実]

### 第1章 生涯学習推進センターの充実

#### 第1節 「生涯学習推進センター」の機能充実

県民の各ライフステージに応じた学習課題及び自主的な学習活動に応えるため、生涯学習に関する学習情報の収集・提供や学習機会の提供の充実に努める。

また、生涯学習・社会教育指導者の養成及び資質向上を図るとともに、学習成果の評価を適切に行うほか、生涯学習に関する相談体制の充実に努める。

さらに、県民の多様化・高度化する学習ニーズを把握するため、生涯学習に関する県民意識調査を定期的実施する。

あわせて、県民が効果的に学習が進められるよう沖縄県遠隔講義配信システム及び視聴覚ライブラリーの整備・充実に努める。

#### 1 生涯学習指導者等の養成及び研修

##### (必要性)

- 生涯学習推進センターを拠点として、生涯学習・社会教育指導者の養成及び資質向上を図り、県内各地で行われる生涯学習に関する支援、相談、研修等の充実に努める必要がある。

##### (事業内容)

##### (1) 「社会教育主事講習 [B] (沖縄会場)」

- 県、市町村の社会教育・学校関係職員を主な対象に、社会教育主事となる資格を取得させるため、文部科学省の委託を受けた国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが行う社会教育主事講習 [B] をインターネットにより、沖縄県内（生涯学習推進センター他）で実施する。

##### (2) 「沖縄県社会教育主事専門講座」

- 県社会教育主事を対象に、社会教育主事として必要な専門的知識・技術に関する研修をインターネット等を活用して実施する。

##### (3) 「生涯学習関係職員実践講座」

- 県、市町村の生涯学習関係職員を対象に、必要な専門的知識・技術に関する講座を実施する。また、講座を通して社会教育・生涯学習担当者間のネットワーク形成に努める。

## 2 「おきなわ県民カレッジ」の充実

### (必要性)

- 県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習機会を広域的・効果的に提供するとともに、学習成果を適切に評価する必要がある。

### (事業内容)

#### (1)「美ら島沖縄学講座」

- おきなわ県民カレッジ事務局（教育庁生涯学習振興課）が企画・運営する講座等で、本県の特色のある自然・歴史・文化等について、県民に学習機会を提供する。

#### (2)「広域学習サービス講座」

- 市町村の行政区域を越えて各教育事務所を拠点として、学習圏域の地域特性を生かした講座等を実施する。

#### (3)「学校開放講座」

- 県立学校が企画・運営する講座で、各学校が有する優れた人材や施設等を活用し、県内各地で多様な学習機会を提供する。さらに、県立学校との連携強化を図り、講座情報の収集・提供や学習機会の提供の充実に努める。

#### (4)「連携講座」

- 国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等が企画・運営する講座を体系化し、おきなわ県民カレッジの認定講座として県民に提供することで、県民に多様な学習機会の拡充を図る。

[おきなわ県民カレッジ：美ら島沖縄学講座の様子]



[うちなーぐちを学ぶうちなー民謡を聞く]



[基礎からわかる沖縄のしきたり]

### 3 「沖縄県生涯学習情報提供システム」及び「沖縄県遠隔講義配信システム」の整備・充実

#### (必要性)

- 国や関係機関との連携強化を図り、生涯学習に関する情報の収集及び県民への情報発信を一層進めていくことが求められており、県民の多様化・高度化する学習ニーズに応える必要がある。また、離島などの地理的要因や経済的要因等に左右されない公平な学習機会が提供できる環境を整備する必要がある。

#### (事業内容)

##### (1)「沖縄県生涯学習情報提供システム」

- 国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等が持っている生涯学習に関する情報を収集、体系化しウェブサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」を通して、県民へ生涯学習情報を提供する。また、生涯学習に関する相談体制の充実を図る。

##### (2)「沖縄県遠隔講義配信システム」

- 県民がいつでも、どこでも、何度でも学習できる学習環境を整備するため、地理的・経済的要因に左右されないインターネットを利用した沖縄県遠隔講義配信システムを活用し、おきなわ県民カレッジ講座等のライブ配信及びオンデマンド講座の充実に努める。



[沖縄県生涯学習情報プラザの画面]

### 4 生涯学習に関する県民意識や学習ニーズの調査研究

#### (必要性)

- 県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習に関する県民意識等の全県的な調査を実施する必要がある。

#### (事業内容)

- 生涯学習に関する県民意識や学習ニーズ等を把握するための調査を実施する。その調査結果等をもとに新たな学習プログラムを開発し、市町村等への提供に努める。さらに、学んだ成果の適切な評価及び活用のあり方について研究する。

## 5 「視聴覚ライブラリー」の整備・充実

### (必要性)

- 県民が効果的に学習を進められるよう、各視聴覚ライブラリー間の連携を密にし、学校、社会教育関係団体へのより一層の広報を図るとともに、視聴覚教材・機材の整備・充実を図る必要がある。

### (事業内容)

- 視聴覚教材（16mmフィルム・ビデオ・DVD等）・機材（16mm映写機・プロジェクター等）を整備し、貸し出しを行うとともに、視聴覚教育・情報教育に関する相談に応じる。また、視聴覚教育・情報教育関係者の資質向上研修会等を実施する。

## 第2節 情報ネットワークの構築

教育や福祉などの各行政分野によっては、情報の入手や情報提供等において、行政の力だけでは行き届かないところも多い。民間教育事業者等や行政が、互いに連携した活動の展開が必要である。人材の情報も含めた互いの持つ生涯学習情報のネットワークの構築が不可欠である。

### 1 県及び市町村の情報ネットワークの強化

#### (必要性)

- 県民に対する生涯学習情報の提供として、ウェブサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」等において、講座・研修、指導者・講師、団体グループ、生涯学習施設、視聴覚教材、資格・免許情報等を提供する必要がある。
- 国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等の生涯学習情報の広報・支援を図る必要がある。
- 先進的な取組を行っている事例の紹介をする必要がある。

#### (情報の入手・共有方法等)

- 県民の情報の入手・共有方法はテレビや新聞・ラジオのメディアが主流である。しかし、受信する側の意志に頼ることが多いことが課題である。
- 近年は、スマートフォンやパソコン等によるインターネットを利用した情報入手も増えているため、県民の学習ニーズにあった情報を入手するにはインターネットは効果的である。

#### (実現への方向性)

- 県及び市町村がネットワーク化に向けた取組を協働して行う過程の中で、情報化を推進する職員の交流や共同での研修・啓発活動を実施することにより、情報化の推進が図られる。また、沖縄県遠隔講義配信システムを活用した講座の充実を図る。

## 2 行政と企業等の民間における情報ネットワークの構築

### (役割)

- 企業等が独自で行っている社会貢献活動を行う。
- 行政と企業等の人材交流を行う。
- 行政(県・市町村)、公民館、NPO等が主催する研修会の情報を提供する。
- 企業等が行っている、ボランティア活動事例を紹介する。
- ボランティア活動に参画する人材の確保のための情報を提供する。

### (求められる情報ネットワークの具体像)

- 大学附属図書館と県立図書館の連携によるデジタル資料等の公開・活用を図る。
- 企業にとって、社内研修、ボランティア活動をいつでも得ることができるネットワークサービスを確立する。
- 民間等の人材(企業、ボランティア、NPO等)を活用した、学校や地域活動の場での支援者が必要になる。行政と民間が連携してできる情報ネットワークの充実を図る。

### (実現への方向性)

- ウェブサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」を、企業、NPO、各種団体へ周知を図る。また、研修会やボランティア等を行った企業の実践事例を紹介する。なお、沖縄県生涯学習情報プラザ内の情報を使い活動報告をする。
- 行政サービスの向上を目的とする各行政分野における情報化の推進に向け、例えば、子育て支援事業を行っている自治体が、新生児の各家庭を訪問していることをメディアを通じて発信する例がある。幅広く県民にネットワークの輪を広げるためにも、県及び市町村が個々に情報化を推進することだけでなく、県民の多様なニーズに対応するため、各々が集積した情報を相互に利活用できる環境整備が必要である。
- 電子申請システムの拡大を図る。

## 第2章 生涯学習実施機関における「学び」のあり方 (社会教育施設の充実)

### (社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実)

- 地域における学習機会を一層充実させていく上で、社会教育施設の役割が重要である。
- 住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの関心・意欲を高め、地域や社会の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。

### (地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、地域住民等のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画、提供することができる地域の学習拠点である。
- 地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習、家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点として取組を推進する。

## 第1節 読書活動及び図書館の充実

### (あり方)

- 図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っている。
- 読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援する必要がある。
- 地域住民のニーズに対応し、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」とする。
- 子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。

### (役割)

- 図書館は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また、図書館総合目録システム等情報ネットワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。
- ビジネス、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うとともに、関係機関と連携した講演会等の開催にも取り組む必要がある。
- 図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対する、設置に向けた支援及び助言を行う。

### (提供方策)

- 「知の拠点」づくり  
図書館は、地域の読書活動をはじめとする図書館機能を充実させるため、図書館未設置町村にあっても、住民のニーズを踏まえた図書館機能の整備・拡充に取り組む。
- 読書活動の推進  
各種図書館・図書室が連携し、毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書の日」の定着や気運を高める取組を実施する。
- 県立図書館の対応  
生涯学習社会の実現に向けて、沖縄県社会教育委員の会議（答申）「知の拠点としての図書館の果たすべき役割」（平成25年3月）に基づいた図書館サービスを実施する。
- 図書館振興策の策定  
県全体の図書館相互の連携・役割分担・職員の資質向上を図り、効率的な図書館運営やサービスの向上を図る。

### (ネットワーク)

- 関連機関（博物館・美術館・公文書館他）との相互協力・連携を図る。
- 大学附属図書館や国立国会図書館との連携を強化する。

### (地域との連携)

- 公民館や学校との連携を図る。
- 読み聞かせボランティア等の地域団体を支援する。

#### 主な関連事業

- ・離島読書活動支援事業 ・離島読書活動充実事業 （生涯学習振興課 県立図書館）
- ・読書フォーラム（「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」） （生涯学習振興課）
- ・図書館情報システム整備事業 （生涯学習振興課 県立図書館）
- ・知の拠点パワーアップ事業（生涯学習振興課 県立図書館）
- ・県立図書館ビジネス支援充実事業 （生涯学習振興課 県立図書館）
- ・公立図書館職員研修会 （生涯学習振興課）



[離島読書活動支援：移動図書館の様子]



[読書フォーラム：「文字・活字文化の日」]

## 第2節 青少年教育施設と体験活動の充実

### (あり方)

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査結果によれば、自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にあることや、子どもの頃の自然体験や友達との遊び、地域活動等の体験が豊富な人ほど大人になってやる気や生きがいを持っている人が多い。また、規範意識や人間関係能力が高く、自然体験や生活体験が豊富な小中学生ほど、道徳心・正義感が強いことなどが明らかになっている。このようなことから、体験活動の機会を意識的に提供することが必要になっている。
- 青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっており、青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められている。
- 国立の青少年教育施設とも連携し、一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設が持つ教育機能や指導者等の有効活用を推進する必要がある。

### (役割)

- 青少年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年や指導者を対象に、様々な教育プログラムを実施し、自主的な活動支援を通して、青少年の健全育成に大きな役割を果たしている。

### (提供方策)

- 沖縄県青少年教育施設連絡協議会等と連携し、プログラムの開発や職員の資質向上を図る。
- 受け入れ体制の充実を図るための研修や施設相互の連携を強化する。

### (ネットワーク)

- 県立青少年教育施設を各地区生涯学習推進センターとして活用する。

### (地域との連携)

- 社会教育に関心のある地域団体等と連携した運営のあり方を工夫する。
- 指導者養成の事業を充実させる。

主な関連事業
・ 青少年教育施設職員研修会 (生涯学習振興課) ・ 青少年教育施設計画訪問 (生涯学習振興課) ・ 県立青少年教育施設における主催、自主、受け入れ事業 (県内6施設)

### 第3節 博物館・美術館等の活用

#### (あり方)

- 博物館・美術館の特色・目的を明確にした上で、沖縄県の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関連した博物館・美術館活動を、県民の参画を得ながら積極的に展開するなど、郷土に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。
- 博物館・美術館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

#### (役割)

- 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、県民がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。
- 特に、近年、郷土の文化や芸術活動、生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た博物館・美術館活動の取組が期待されている。
- このため、自己点検・評価の結果や県民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、舞台芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められる。
- 学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や大学が行う博物館実習など人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

#### (ネットワーク)

- また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

主な関連事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・博物館文化講座（文化振興課 県立博物館・美術館）</li><li>・学校連携事業（文化振興課 県立博物館・美術館）</li><li>・学校招待事業（美術館へ行こう）（文化振興課 県立博物館・美術館）</li><li>・移動博物館、移動美術館、体験学習教室（文化振興課 県立博物館・美術館）</li><li>・ワークショップ（文化振興課 県立博物館・美術館）</li><li>・夏休み博物館学芸員教室（文化振興課 県立博物館・美術館）</li></ul>

- ・ギャラリートーク・キュレータートーク（文化振興課 県立博物館・美術館）
- ・ボランティア活動事業（文化振興課 県立博物館・美術館）
- ・調査研究事業（文化振興課 県立博物館・美術館）
- ・県立芸大卒業・修了作品展（文化振興課 県立博物館・美術館）
- ・みんなをまもる文化財みんなをまもるミュージアム（文化振興課 県立博物館・美術館）



[キュレータートーク：県民向け解説の様子]



[学校招待事業：学校団体鑑賞の様子]

## 第4節 平和祈念資料館の活用

### (あり方)

- 本県は、去る大戦で多くの尊い生命と大切な文化遺産を失った。当資料館は年月とともに悲惨な戦争の歴史的事実を風化させることなく、次の世代へ正しく継承する施設としての役割が求められている。
- 全世界の人々に「沖縄のこころ」を訴え、恒久平和の樹立に寄与するため県民個々の戦争体験を結集し、新たに平和で豊かな文化を創造する活動を展開することが当資料館に求められている。
- 平和祈念資料館及び平和祈念公園一帯を活用した平和教育の支援を積極的に行うことが重要である。

### (役割)

- 沖縄戦の実相を展示し、次代へ伝えるだけでなく、沖縄の視座から平和創造に向けた取組を国内外に発信する平和博物館としての役割を担っている。
- 平和な世界を創るために私たちにできることは何なのかを考える場として活用できるよう県民視点の管理運営に努める。
- 沖縄戦及び沖縄戦に関連する資料収集・保管、調査研究、展示企画、教育普及活動等を通して、様々な学習支援等を提供しており、県民の興味・関心や本県の歴史的・社会的背景において、平和祈念資料館の果たす役割は大きい。
- 平和を学び発信する中核的拠点としての機能や学校等への平和学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに国内外の類似館との連携を得た活動の取組が期待されている。

### (ネットワーク)

- 平和学習や児童・生徒の平和メッセージ展に関する学校との連携や類似館同士の情報共有や協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。
- 平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信するため広域的な地域連携や、各団体等との連携など、多角的なネットワークを構築することが求められている。

主な関連事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・調査研究事業</li><li>・展示企画事業 【常設展示、特別企画展等】</li><li>・収集資料・活用事業 【寄贈品・資料貸出等】</li><li>・教育普及事業【児童・生徒の平和メッセージ展、夏休み子ども向け企画、ビデオ上映会、沖縄戦講座等】 (平和援護・男女参画課 平和祈念資料館)</li></ul>

## 第5節 公民館等施設の充実

### (あり方)

- 世代間交流や、地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の活性化を図ることが必要である。
- 地域が抱える課題への対応として、学校と連携した子育て世代の支援や高齢者、障がい者等への支援が必要である。
- 地域防災・防犯、消費者教育等の社会の要請が強いと考えられる課題についての学習機会の提供が必要である。

### (役割)

- 地域の実情やニーズに応じた講座の開設や子育ての拠点づくり等を積極的に行い、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。
- 関係機関や利用団体等と連携・協力し、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「新しい公共」を実現するための拠点となることが求められる。

### (提供方策)

- 公民館は地域が行う「学び」の機会を提供する場である。そのため、地域の課題を把握し、その解決につながる講座等を開催し、それが実生活に生かされるようにする。
- 事業実施後は、地域課題の解決につながったかを評価し、次回の事業に生かしていく。
- 公民館は、地域の生涯学習・社会教育の拠点施設として住民に多様な学習機会と活動の場を提供しているため、関係者の研修等を充実させ、資質の向上を図る。

### (ネットワーク)

- 市町村公民館連絡協議会の設置を促進する。

### (地域との連携)

- 自治公民館との連携した出前講座等の事業を展開する。

主な関連事業

- ・ 沖縄県公民館研究大会 (生涯学習振興課)



[沖縄県公民館研究大会：平成28年度中部大会の様子（左：全体会、右：分科会）]

## [第4部 生涯学習社会をささえる]

生涯学習社会の実現のために、県民の広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築していく必要がある。地方分権、学習ニーズの多様化・高度化、民間諸活動の活発化が進む中、ネットワーク化の推進は、行政や関係機関・団体等のそれぞれが持つ人材や施設等の豊富な学習資源を相互につなげ、県民の学習ニーズに効率的・効果的に対応して、学習機会を提供していくことが求められている。したがって、行政の各機関の連携はもとより、大学、民間、NPO等の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を明確にしながら、総合的なネットワーク化を推進していく必要がある。

### 第1節 大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実

大学では、地域住民とのつながりを強く求め、市民向けの公開講座や出張講座などを行ったり、地域の人材を大学に招くなど地域とのつながりを求めて、専用の窓口を開設したりしている。また、地域の課題に対して、大学の“ひと、もの、こと”を積極的に活用したりしていこうとする動きが始まっている。地域の教育課題についても、大学は大きな関心を寄せ、子育てや家庭教育についての専門家をそろえている大学もある。大学を地域の資源として活用し、学び直しの教育機関として活用していくことは重要である。

#### (生涯学習との関わり)

- 県民の多様で高度な学習ニーズに応えていくためには、大学では最新かつ高度な知識や技術を、専修学校・各種学校では社会の変化に即応した実践的職業教育や専門的技術・技能教育などそれぞれの分野での役割が期待される。また、それらの高等教育機関のノウハウや施設等を活用した学び直しの機会の拡充を図る必要がある。

#### (現状と課題)

- 現在、おきなわ県民カレッジの「連携講座」として、大学等と連携している。
- 今後、益々高等教育機関を活用した学び直しへの県民ニーズが高まることから、学習者のために、学習機会と場の提供及び相談体制の整備・充実が求められている。また、就労者の学習を支援するために、就労環境の整備や受講時間帯の柔軟化、さらには、就学しやすい制度の弾力化等が望まれる。

- 大学等については、学問の研究成果の地域への還元や施設等の機能の開放が、専修学校等には、そのノウハウを活用した実践的職業教育等を拡充することが期待されている。特に、近年、大学は、地域との窓口を設置し、地域貢献を目指している。
- 科学技術の進展や高齢化、特に団塊世代の退職に伴い、学び直しの機会を総合的に促進するため、大学や放送大学等の公開講座の連携した仕組みづくりが必要である。

### **(施策の方向)**

- 社会人に対する学習活動への参加のための普及・啓発、学習情報の提供及び学習相談の促進に努める。
- 学習者が受講しやすい条件の整備を図るため、学習休暇制度の導入及び託児施設の設置など就労環境をはじめとする社会環境の整備の促進に努める。
- 社会人特別選抜の実施、通信制・夜間開講制及び科目等履修制度の充実、聴講生・研究生や夜間大学院での受け入れ等の拡充や大学等へ就学しやすい入学制度等の整備に努める。
- 大学等の教育機能や研究成果を広く社会に開放するための公開講座等の拡充を促進する。

### **(地域との連携)**

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献として、それぞれの特色を生かして行う公開講座等の取組も、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を支援することが重要である。
- 行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。
- 「学社融合」をより充実させるためには、大学等の高等教育機関における、社会教育に係る人材の養成が期待される。

## 第2節 放送大学の活用による学習活動の充実

### (放送大学の役割)

- 放送大学は、学習の機会を幅広く国民に提供することを目的として昭和58年に創設された通信制の大学である。テレビやラジオの放送を利用して、いつでもだれでも学ぶことができる。また、全都道府県に「学習センター」や「サテライトスペース」を設置し、学生の学習を支援するとともに、公開講演会の開催などを通じて地域の生涯学習の振興に寄与している。
- 放送大学の学生は、職業、年齢、地域を問わず多様であり、学生の有職者は約6割、学生の6割以上が40歳以上である。(平成28年1学期現在)
- 放送大学は、豊かな教養を培うとともに実生活に則した専門学習を深められるよう学部・大学院を合わせて300を超える科目が開設されている。既存の学問分野にとらわれず、学習者の目的に合わせて自由に選択することが可能となっている。
- 社会教育施設で勤務する司書、学芸員等の専門職員について、当該社会教育施設に求められる役割や機能に応じて、必要な知識・技能を身に付け、さらにそのレベルアップを図ることができるように環境を整えていくことが望まれる。その際、時間的・地理的制約を越えていくことができる放送大学の活用等ができる。
- 県内には、現在、琉球大学内に「沖縄学習センター」が設置されている。また、社員・地域住民への生涯学習を奨励している企業がある。

#### ☆学習センター・サテライトスペース

##### 【沖縄県】

・ 沖縄学習センター      〒903-0129      沖縄県中頭郡西原町字千原1  
(琉球大学 地域国際学習センター棟内)  
電話番号      098-895-5952  
FAX      098-895-5953  
<http://www.sc.ouj.ac.jp/center/okinawa/>

### 第3節 民間教育機関・企業・NPO等との連携

#### （民間事業者、NPO等と行政の連携のあり方）

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等においては、NPO及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実情に応じて行政と民間団体等間の連携を進めることが大切である。
- NPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、行政とNPO、民間事業者等との協議会を設けることやその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう取組が必要である。

#### （民間教育機関・団体への期待）

- 民間教育事業者（カルチャーセンターなど）やボランティア等の民間団体や地域団体（青年団、婦人会、PTAなど）等は、県民の学習ニーズに柔軟に対応し、創意工夫された内容と多様な学習環境を提供していることから、その活動への期待は大きい。

#### （企業への期待）

- 企業においては、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動や地域づくり、人づくりへ参画することが求められる。
- 様々な分野で行われている学習活動や能力向上の研修などに対して、企業からの学習資源の提供や講師の派遣が期待される。
- 企業においては、企業内教育を通して、急激に進展する技術革新への対応や高度で、専門的な職業能力を有する人材を育成することにより、社員の学習意欲を高めることができる。
- 企業には、従業員が学習できるような学び直しの機会等の奨励制度、休暇制度の整備、企業内における評価制度の検討・創設を行うとともに、社員教育施設・研究施設等をでき得る限り地域社会に開放し、生涯学習施設として利活用できるようにすることが期待される。

#### （「新しい公共」への期待）

- NPO等の新しい公共の担い手において、従来は行政が実施してきた公共サービスについて、多様化するニーズにきめ細やかに対応することや、新たな課題の解決に向けて多様な主体と連携して公共的役割を果たすことなど、民間主体としての特徴を生かした新しいアプローチで進めていくことが期待されており、そのような活動に参加する人材の資質向上のための取組も必要である。

## 第4節 社会教育関係団体等との連携

### （「社会教育委員の会議」の充実・強化）

- 時代のニーズに応える社会教育活動の充実を目指し、社会教育委員等の、関係者が一堂に会し、取組の成果や課題をもとにした社会教育研究大会を充実させる。
- 各地域における社会教育活動に関する事業の活性化や時代の変化に対応した地域コミュニティの連携・協働体制を築くためにも、社会教育関係団体等と連携を図り、研修会や研究大会等の充実を図る。
- 市町村の社会教育委員が、事業の効果及び諮問答申や提言等について十分な審議の機会が確保される社会教育委員の会議の活性化を促す。

### （「社会教育関係団体」等への活動支援）

- 行政と社会教育関係団体等が連携を図り、全県的な社会教育活動の活性化と、時代や各地域のニーズに応える社会教育活動の充実を目指すため、情報の共有化及び「学び」の機会を増やし、各地区や各市町村単位でのネットワーク化を図る必要がある。
- 各社会教育関係団体への加入の促進及び、各社会教育関係団体間の横の連携を密にし、次代を担う青少年の育成と地域の活性化につながる活動支援を図る。

#### 【社会教育関係団体の定義：社会教育法第10条】

社会教育法で、「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

#### 【「沖縄県社会教育関係団体等連絡会」の事務分掌・組織】

- ・各社会教育関係団体等の連携及び協力に関すること。
- ・連絡会主催による事業の、企画・運営に関すること。
- ・その他社会教育に関すること。
- ・活動：「おきなわ地域教育の日」

「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動」

(一社) 沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖縄県青年団協議会、  
(一社) 沖縄県PTA連合会、沖縄県高等学校PTA連合会、  
(一財) 日本ボーイスカウト沖縄県連盟、  
(一社) ガールスカウト日本連盟沖縄県支部  
(一社) 沖縄県婦人連合会、沖縄県公民館連絡協議会、沖縄県社会教育委員連絡協議会、  
沖縄県社会教育指導員連絡協議会、沖縄県ユネスコ協会、  
(公社) 沖縄県青少年育成県民会議、(公財) 沖縄県老人クラブ連合会、  
沖縄県特別支援学校PTA協議会

その他連絡会において認められた団体

## 第5節 団体・自主活動サークル等の育成と支援

### (現状と課題)

- 価値観の多様化や地域社会の連帯感の希薄化等により、地域活動への参加は減少傾向にある。そこで、地域活動に多くの参加を促し、様々な体験の機会を皆で共有しながら、子ども大人を問わず豊かな人間関係を築く力を育んでいく必要がある。また、地域活動を活発化し、人々が自分の住む地域に対する関心を高め、地域社会の連帯感を培っていくことも必要である。
- 既存の社会教育関係団体に加え、様々な自主活動サークルも新しいコミュニティとしてとらえ、支援のあり方を検討する必要がある。気軽に参加できる開かれたコミュニティが県内各地で形成され、それぞれ活発な交流活動が展開されれば、県下全域の活性化が期待される。

### (施策の方向性)

- 既存の社会教育団体のほか、新しく生まれたNPO等の団体や自主活動サークルを、様々な領域で幅広く紹介し、住民の主体的な参加を促す。
- 各団体の活動の活発化を支援するため、多様な学習機会や指導者情報の提供について、更なる充実を図る。
- 各団体の交流機会の拡充を図り、団体間のネットワークづくりを促進する。
- 生涯学習活動やボランティア等社会参加活動が、住民主体、団体主体で取り組まれるようより一層の啓発を行っていく必要がある。

### (自治会の役割)

- 自治会（自治公民館）においては、「地域コミュニティ」の核として、重要な役割を担っており、期待も大きい。
- 自治会とは、地域に住む一人ひとりが、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、安心・安全な住みよい地域社会を形成するために組織された任意の団体である。地域内では親睦行事などを通じて、住民同士が交流を深めるとともに、地域の生活環境の向上に取り組むなど、様々な活動を展開するコミュニティ（利害を共にする共同体）の中心的役割を果たしている。

※浦添市自治会長会「自治会長ハンドブック」※1より

#### ※1【自治会長ハンドブック】

浦添市自治会長会が、平成22年12月に発行、各自治会長が抱える共通課題への解決の方向性を示した手引書として取りまとめている。

## 第6節 学び直しの機会の提供

- 近年の著しい技術革新の進展や産業構造の変化、さらに国際化・情報化等の社会の変化に対応して、社会人・職業人が新たな知識や技術を身に付けたり、陳腐化していく知識や技術をリフレッシュしたりすることが求められている。
- 所得水準の向上や自由時間が増大するとともに、高齢化や女性の社会参加が増加している。このような社会的背景の中で、社会の各分野において絶えず新しい知識や技術を習得していく必要が生じていることに加え、学習自体に生きがいを見いだすなど学習意欲が高まっている。
- 今後、社会人・職業人の再教育、いわゆる学び直しに対するニーズが益々増大することが予想される。

## 第7節 高齢者への支援によるコミュニティづくり

### (高齢者への期待)

- 高齢者による、学校支援活動や地域での子どもたちの見守り活動、経験や知識を生かした様々なまちおこし等の取組は、新たな「地域コミュニティづくり」につながっており、地域の形成者として活躍することが期待されている。

### (高齢者の生きがいづくりと学習プログラム等の充実)

- 厚生労働省が公表している平成27年簡易生命表によると、男の平均寿命は、80.79年、女の平均寿命は、87.05年となっており、前年と比較して男女とも上昇している。このように定年退職後の人生が長くなり今後高齢化が一層進むことを踏まえ、高齢者が自分の能力を生かし地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながる。
- 社会全体の取組として地域に根付かせていくためには、地域の実情やニーズを踏まえ、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの学習プログラムを積極的に推進する必要がある。
- 学習プログラムの充実にあたっては、各地域において高齢者の社会活動の振興のための指導者等の育成と活動の意義をよく理解し、積極的に取り組んでくれる人材づくりが重要である。

## 第8節 県民の取組

### (県民への期待)

- 地域で、生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現を求めて学習することは大切である。
- 地域でも、家庭でも、年齢を問わずに、学ぶこと、学習することを奨励する気風を定着させることは大切なことである。
- 生涯学習の裾野を拡大することは、青少年の健全な育成につながり、また沖縄県のひとつづくりの土壌をつくることにもなる。
- 学習した成果を、地域づくりを通じた地域社会の発展やボランティア活動などに生かしていくことは大切である。
- 新たな公共の主体（一人）として、学習した成果を新しい公共づくり（地域づくり）に生かしていこうとする考え方は、下記のように「沖縄21世紀ビジョン」等にも示されている。

### (県民との協働)

- 地域に暮らす一人ひとりが地域から必要とされ、地域に貢献していることが実感できるような社会づくりが求められる。
- ビジョンの実現に向けて最も大切なことは、県民一人ひとりが自ら何ができるかを考え、行動することである。また、地域に暮らす人々が考え、判断し、自らが暮らす地域の将来を選択できるような仕組みづくりも重要である。
- 地域特性を活かし、家族や親族、自治会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体が互いに連携し、補完し合える協働体制づくりを進めていく。

※「沖縄21世紀ビジョン」より

### (生涯学習の理念)

- 国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。

※「教育基本法第3条（生涯学習の理念）」より

### (課題に対応した生涯学習の推進)

- 地域住民が参画する「シンポジウム」や「フォーラム」、「熟議」等を活用した、「ひとつづくり」「まちづくり」を考える取組を推進する。

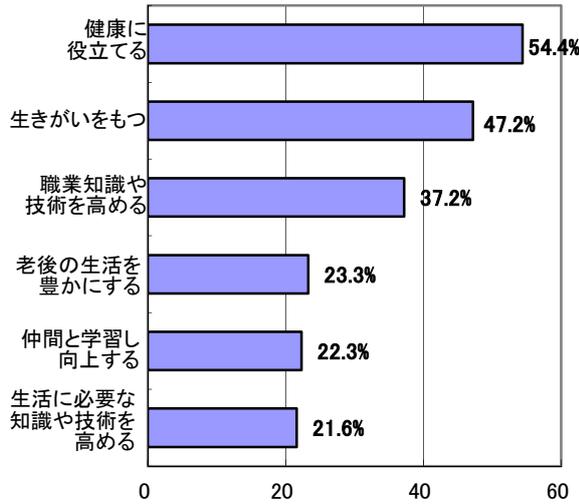
# 参考資料

1. 県民の意識調査（「生涯学習に関する県民意識調査報告書H27」）
2. 平成27年度沖縄県生涯学習推進体制状況
3. 第9回県民意識調査報告書（平成27年8月調査）
4. 「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」策定の経緯
5. 沖縄県における生涯学習推進組織
6. 沖縄県生涯学習審議会条例
7. 沖縄県生涯学習推進本部設置規程
8. 沖縄県生涯学習推進本部（平成28年度）
9. 沖縄県生涯学習情報の窓口

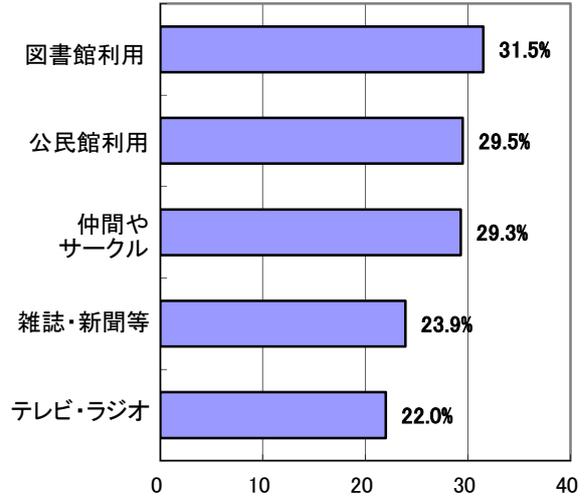


# 県民の意識調査(沖縄県教育委員会「生涯学習に関する県民意識調査報告書H27」より)

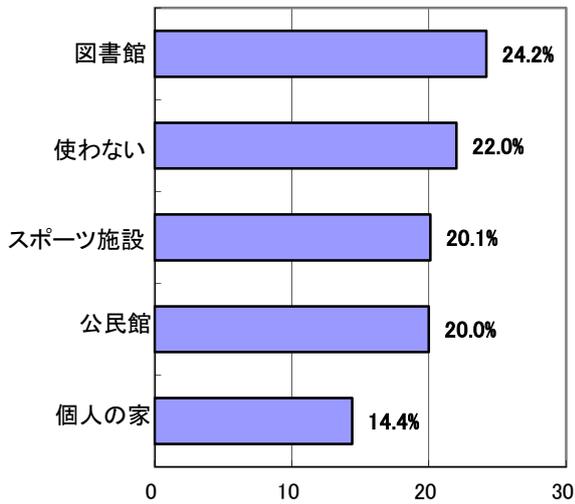
(ア) 学習に対する意識



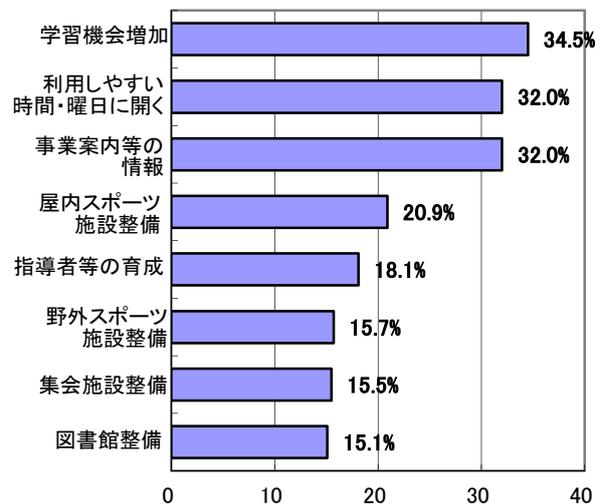
(イ) 希望する学習方法



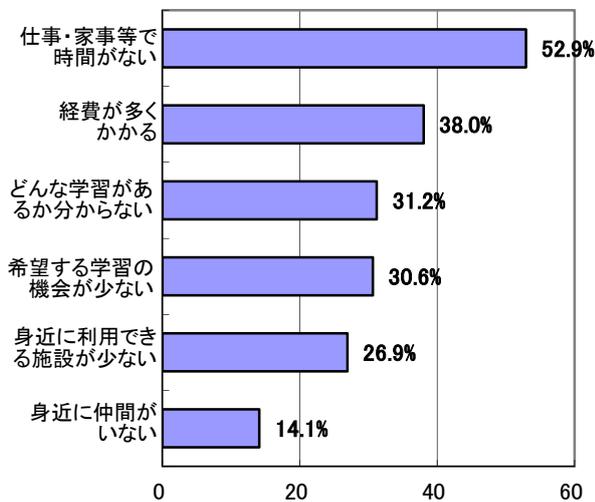
(ウ) 学習活動するために利用する施設



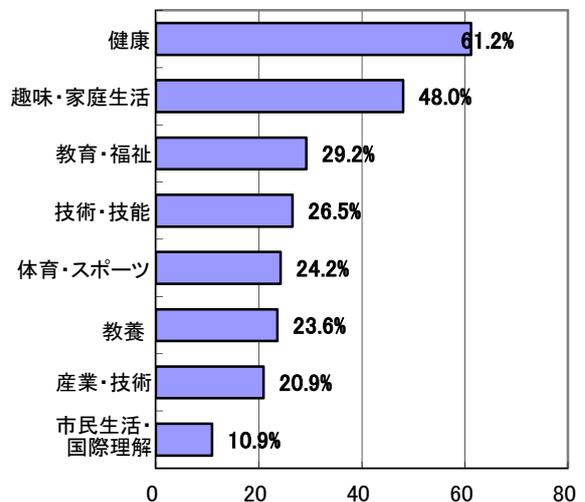
(エ) 学習要望



(オ) 学習活動を阻害する要因



(カ) 今後の学習活動



平成27年度 沖縄県生涯学習推進体制状況(平成28年3月調査)

地区	市町村名	(1)主管課の設置		(2)生涯学習推進組織等(推進本部等)の有無	(3)答申・建議・提言等の有無	(4)生涯学習振興計画等の有無	(5)生涯学習中心的施設等の有無
		教育委員会のみ	首長部局のみ 両方に設置				
国頭地区	1 国頭村	○				○ 第4次国頭村総合計画	○ 国頭村民ふれあいセンター
	2 大宜味村	○				○ 大宜味村第4次総合計画(H24年3月)	○ 大宜味村農村環境改善センター
	3 東村	○				○ 第4次東村総合計画後期	○ 中央公民館・山と水の生活博物館
	4 今帰仁村	○				○ 今帰仁村第4次総合計画前期	○ 今帰仁村中央公民館
	5 本部町	○				○ 本部町第3次総合計画(平成16年3月)	○ 本部町中央公民館、各地区公民館、町立図書館、町立博物館、体育館
	6 名護市	○			○ 「社会教育団体への支援方針について～名護市子ども会への支援～」(提案)H26	○ 第2次名護市教育振興基本計画(H26～30年)	○ 名護中央公民館、名護中央図書館、名護博物館、名護市民会館、名護市21世紀の森体育館、北部生涯学習推進センター
	7 宜野座村	○				○ 第4次宜野座村総合計画(後期基本計画23年度～27年度)	○ 宜野座村中央公民館、文化センター、博物館
	8 金武町	○				○ 第4次金武町総合計画(H18年～27年)	○ 各地区公民館、町立中央公民館、教育文化センター、町立図書館
	9 伊江村	○				○ 伊江村第4次総合計画(H23～H32)	○ 伊江村中央公民館、伊江村農村環境改善センター
	10 伊平屋村	○				○ 伊平屋村第4次総合計画(H23～H33)	○ 伊平屋村離島振興総合センター
	11 伊是名村	○				○ 伊是名村総合計画(H24年)	○ 伊是名村産業支援センター
中頭地区	12 恩納村	○			○ 恩納村立図書館計画推進について(答申)H22	○ 恩納村第5次総合計画	○ 恩納村コミュニティセンター、恩納村博物館、恩納村体験学習センター、恩納村文化情報センター
	13 うるま市	○	○	○ うるま市まちづくり生涯学習推進本部	○ うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画について(答申)H23	○ うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画(平成23年度)	○ うるま市立中央公民館(勝連地区公民館)、石川地区公民館、与那城地区公民館
	14 読谷村	○			○ 読谷村社会教育関係団体の現状と課題について(提言)H20	○ 読谷村生涯学習推進基本計画(平成20年)	○ 読谷村文化センター(鳳ホール・ふれあい交流館)、読谷村立図書館
	15 嘉手納町	○			○ 社会教育関係団体の補助金交付について(答申)H27 ○ 社会教育学級の補助金交付について(答申)H27	○ 第4次嘉手納町総合計画	○ 嘉手納町中央公民館、かでな文化センター、嘉手納町立図書館
	16 沖縄市	○	○	○ 沖縄市生涯学習のまちづくり推進本部	○ 沖縄市における生涯学習について生涯学習推進の基本的方針(答申)H3	○ 沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画(H25.3)	○ 自治公民館、中央公民館、文化センター、博物館、図書館、青少年センター、市立総合運動場
	17 北谷町	○				○ 第5次北谷町総合計画	○ ちゃんにライセンター、町立図書館、各地区公民館
	18 宜野湾市	○	○	○ 宜野湾市生涯学習まちづくり推進本部	○ 「宜野湾市生涯学習まちづくり推進計画策定について」(建議)H19	○ 宜野湾市生涯学習推進計画(H22年3月)	○ 市立中央公民館、市立図書館、市立博物館、市立体育館
	19 北中城村	○			○ 北中城村立体育館建設について(答申)H25	○ 北中城村第三次総合計画(～H27)	○ 北中城村立中央公民館、あやかりの杜
	20 中城村	○				○ 中城村第四次総合計画(H24)	○ 吉の浦会館、中城村民体育館、吉の浦運動公園
	21 西原町	○			○ 西原町社会教育の現状と課題に関する第4次提言について(H24)、社会教育主導の適正配置及び学校支援コーディネーターの配置について(提言)H25	○ 西原町まちづくり基本条例 ○ 西原町実行計画(H24～H27)	○ 西原町中央公民館、西原町立図書館、西原町民体育館
	那覇地区	22 浦添市	○	○	○ 浦添市まちづくり生涯学習推進本部	○ 第三次浦添市まちづくり生涯学習推進計画について(答申)H23	○ 第三次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画(H23～27)
23 那覇市		○	○	○ 那覇市生涯学習推進本部 ○ 那覇市生涯学習推進協議会	○ 那覇市生涯学習推進計画について(答申)H24	○ 那覇市生涯学習推進計画(H25～H29)	○ 那覇市中央公民館(他地区館6館) ○ 那覇市立中央図書館(他分館6館)
24 久米島町		○					○ 久米島博物館、久米島町具志川農村環境改善センター
25 南大東村		○				○ 教育委員会の推進要項において計画策定(H22) 第4次南大東村総合整備計画(H23)	○ 南大東村立ふるさと文化センター ○ 南大東村ビジターセンター(鳥まるごと館)
26 北大東村		○				○ 北大東村総合計画2012-2021	○ 離島総合センター、人材交流センター、保健福祉センター、複合型福祉施設
27 豊見城市		○				○ 第4次豊見城市総合計画(H23年度～)	○ 豊見城市立中央公民館
島尻地区	28 糸満市	○	○	○ 糸満市生涯学習推進本部	○ 糸満市における今後の青少年交流事業のあり方(H12)	○ 第4次糸満市総合計画(H24)第1章第2節	○ 糸満市生涯学習支援センター、糸満市立中央図書館、糸満市青少年センター
	29 八重瀬町	○				○ 第1次八重瀬町総合計画(後期基本計画)(平成26年3月)	○ 八重瀬町中央公民館・図書室(2階)・具志頭歴史民俗資料館
	30 南城市	○			○ 「南城市における幼児・児童・生徒のテレビ視聴の実態と問題点」(答申)H24	○ 第1次南城市総合計画(平成25年度)	○ 市中央公民館、大里農村環境改善センター、図書館(4館)
	31 与那原町	○				○ 第4次与那原町総合計画(H23年4月～31年3月)	○ 与那原町コミュニティセンター
	32 南風原町	○				○ 南風原町第四次総合計画(H19～H28)	○ 町立中央公民館、町立文化センター、町立図書館
	33 渡嘉敷村	○				○ 渡嘉敷村第4次総合計画(H24～H29)	○ 渡嘉敷村中央公民館
	34 座間味村	○				○ 座間味村第四次総合計画(生涯学習の推進)(H24年)	○ 5地区の公民館、座間味離島振興総合センター、阿嘉離島振興総合センター
	35 粟国村	○				○ 第三次粟国村総合計画みんなで誇りと愛着を持つ人間力を育む生涯学習・スポーツ・レクリエーションの振興	○ 粟国村中央公民館
	36 渡名喜村	○				○ 第4次渡名喜村総合計画(平成24年度)	○ 渡名喜村多目的活動施設
	37 宮古島市	○			○ 宮古島市教育ビジョン(答申)H23年度	○ 第一次宮古島市総合計画(後期計画)H24 ○ 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)H24	○ 宮古市立中央公民館、宮古島市立図書館、宮古島市総合博物館、宮古島市文化ホール
38 多良間村	○	○	○ 社会教育委員会・コミュニティ施設運営審議委員会・図書館協議会委員会・ふるさと民俗学習館運営審議委員会・文化財		○ 第1次多良間村教育振興基本計画(平成23年度～平成27年度) ②多良間村教育大綱(平成27年度～平成29年度)	○ 多良間村コミュニティ施設、村立図書館、ふるさと民俗学習館	
八重山地区	39 石垣市	○			○ 博物館の運営について(答申)H25 ○ 博物館の組織について(答申)H25	○ 第4次石垣市総合計画(H24～)	○ 石垣市立平得公民館、石垣市立文化会館、石垣市立図書館、石垣市立博物館
	40 竹富町	○				○ 竹富町総合計画(H22年)	
	41 与那国町	○				○ 第4次与那国町総合計画・前期基本計画(H23年度～27年度)	○ 与那国島歴史文化交流館、与那国町複合型施設、各集落公民館、町集会所
合 計	41	7	15	40	40	40	
	100%	17%	37%	98%	98%	98%	

※達成率の計算 : 各項目の合計数÷総項目数=達成率

平成24年度→60% 平成25年度→63% 平成26年度→66%

⑥教育の日の有無	①名称 ②時期 ③制定根拠条例等	(7)フェスティバル・発表会等の有無	合計	⑧生涯学習宣言都市等の有無	(9)社会教育委員の会議の有無	(10)全国生涯学習市町村協議会への加盟
		○国頭村文化福祉まつり(6月) 国頭村文化協会舞台発表会(11月)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①大宜味村の教育の日②2月19日(金)③制定根拠なし	○しまんちゆ芸能のタベ・おおぎ展(1月)	5 71%		○社会教育委員会議	
		○東村文化発表会(11月3日)、子ども大会(2月)	4 57%		○社会教育委員会議	
		○今帰仁村総合まつり(10月下旬)、今帰仁村子ども会まつり(10月下旬)	4 57%		○社会教育委員の会議	
		○もどろ展(本部町サークル発表会:12月)、本部町文化祭(3月)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①名護市教育の日②1月3日曜日 1月名護市教育月間③名護市教育の日を定める要綱(H26年4月1日)	○家庭教育支援フォーラム(2月)、中央公民館サークル発表会、展示10月～3月	6 86%		○社会教育委員会議	
		○読書フェスティバル5月	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①金武町教育の日②11月1日、11月金武町教育月間③金武町教育の日を定める要綱(H24年9月6日)	○読書フェスティバル(11月)、ヌチグスイ・まーさむんフェア(12月)、各地区公民館まつり(2～3月)	5 71%		○社会教育委員会議	
		○イージマチューバンジャまつり(2月)、伊江村子ども会発表会(2月)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①伊平屋村教育の日②12月第2金、土曜日	○島発ち発表会12月2週目	5 71%			
○	①伊是名村教育の日 ②12月12日 ③制定根拠なし	○生涯学習発表会	5 71%		○社会教育委員会	
○	①恩納村教育の日②1月28日③恩納村教育の日を定める要綱	○恩納村生涯学習講座等成果発表会(2月下旬～3月上旬)	6 86%		○社会教育委員会議	
○	①うるま市教育の日②2月第1土曜日③うるま市教育の日を定める規則	○生涯学習フェスティバル(2月第1土・日)	7 100%		○社会教育委員会議	
○	①読谷村の教育の日②11月～翌年2月第1日曜日の間③読谷村の教育の日を定める条例	○まなびフェスタ読谷(毎年度2月の第一土日)	6 86%		○社会教育委員会議	
		○かでなんちゆ芸能文化祭(11月)	5 71%		○社会教育委員会議	
○	①沖縄市教育の日②沖縄市教育委員会表彰を行う日③「沖縄市教育の日」を定める要綱(H25.11.11)	○沖縄市生涯学習フェスティバル(12月) 沖縄市青年フォーラム(2月)	7 100%		○社会教育委員会議	
		○北谷町生涯学習まつり(2月上旬)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①ぎのわん教育の日②11月③ぎのわん教育の日を定める要綱	○宜野湾市生涯学習フェスティバル(2月)	7 100%		○社会教育委員会議	
○	①北中城教育の日②2月10日③北中城村教育の日を定める要綱(H27.12.1)	○生涯学習フェスティバル(2月)	6 86%		○社会教育委員会議	
○	①中城地域・家庭の日②毎月第3日曜日③制定根拠なし	○青少年の深夜はいかい防止村民大会(7月)中城村文化まつり(3年毎、11月)	5 71%		○社会教育委員会議	
○	①西原町教育の日②2月第1土曜日③「西原町教育の日」設定 宣言	○中央公民館まつり(12月隔年)	6 86%		○社会教育委員会議	
○	①浦添市教育の日②2月第2土曜日③「浦添市教育の日」を定める規則(H20.2.9施行)	○まなびフェスタ浦添(中央公民館まつり含2月) 中央公民館分館子どもフェスタ(8月)	7 100%		○社会教育委員の会議	
○	①なは教育の日②12月9日(12月9日から翌年の1月末日を「なは教育の期間」とする)③なは教育の日を定める要綱(平成19年5月1日)	○やる気・元気 旗頭フェスタ(11月) ○子どもフェスタなは(12月) ○公民館まつり(中央1館及び地区館6館)(12月～2月)	7 100%		○社会教育委員の会議	○
		○久米島町ヤングフェスティバル	3 43%		○社会教育委員会議	
		○図書フェア(4月・11月)、移動図書館(7月・1月)、夢実現「親の学びあいプログラム」(2月)	4 57%		○社会教育委員会議	
		○伝統文化継承活動、演奏会、成人式、スポーツイベント、図書フェア、県立移動図書館、住民向けの講習、研修、講演	4 57%			
		○豊見城市生涯学習フェスティバル	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①糸満市教育の日②1月10日③糸満市教育の日を定める要綱(H21.9.24)	○糸満市生涯学習フェスティバル(3月)、糸満市少年の主張大会(7月)	7 100%		○社会教育委員の会議	
○	①八重瀬町教育の日②12月の第3土曜日③八重瀬町教育の日を定める要綱(平成23年11月24日)	○公民館まつり(3月)	5 71%		○社会教育委員会議	
○	①環境教育の日②11月第3水曜日③「南城市環境教育の日」を定める規則(平成21年9月29日)	○公民館・図書館まつり H27.2	6 86%		○社会教育委員会議	
		○生涯学習振興大会・与那原町文化フェスティバル・与那原町公民館まつり(2月・3年交代)、放課後子ども教室発表会、町子連こども会まつり(2月か3月)、与那原町島くまばら大会(2月)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①南風原町教育の日②12月の第2日曜日③南風原町教育の日を定める要綱	○公民館まつり(2月)	5 71%		○社会教育委員会議	
		○読書まつりinとかしき(11月)、とかしき村文化祭(2月)	4 57%		○社会教育委員会議	
		○	3 43%		○社会教育委員会議	
		○粟国島「ア」の国まつり	4 57%		○社会教育委員の会議	
		○2015となき祭り&カシキ(8月9,13日)	4 57%		○社会教育委員会議	
○	①宮古島市の教育を語る市民大会②2月の第3日曜日③宮古島市教育の日を定める要綱	○宮古島市生涯学習フェスティバル(11月中旬)	6 86%		○社会教育委員会議	
		○コミュニティーまつり 12月	5 71%		○社会教育委員会	
○	①「いしがき教育の日」②2月の第1日曜日③「いしがき教育の日」設置規則(H20.8.26)	○石垣市生涯学習フェスティバル(2月下旬)	6 86%		○社会教育委員会議	
		○生涯学習フェスティバル(隔年)、はいぬ島まつり(4年に1回)、子どもまつり(隔年)青年サミット(隔年)	3 43%		○社会教育委員会議	
		○与那国町スルカニ大会	4 57%		○社会教育委員連絡協議会	
21		40	71%	0	38	1
51%		98%	204	0%	93%	2%

## 第9回県民意識調査報告書(平成27年8月調査)より

※ 平成28年6月に沖縄県企画部より「第9回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果」が出された。その報告書の中から生涯学習に関連する事項のデータをいくつかピックアップしてみた。

### ☆ 調査の目的

「県民意識調査」は、社会の構造的変化の中で多様化する県民の意識や、価値観、ニーズの変化及び行政に対する要望等について把握して合理的な分析を行い、「沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月)」で掲げた将来像の実現及び「沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月)」の推進等に役立て、今後の県政運営に広く活用することを目的とする。

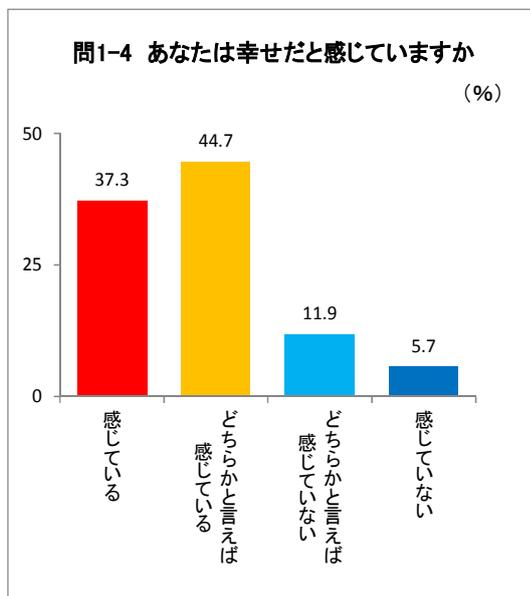
### ☆ 調査対象

- ① 母 集 団 県内に居住する満15歳以上75歳未満の男女個人
- ② 調 査 地 点 数 200 地点
- ③ 標 本 数 2,000 人
- ④ 抽 出 方 法 層化二段無作為抽出法

## 【結果の要約から】

### ☆ (問1) 県民の自己像 報告書 P.6

調査結果から浮かび上がる沖縄県民の平均的な自己像を総括的に整理すると以下のようなになる。



8割を超える人がおおむね健康であり、また、幸せだと感じている人も同程度いる。7割ほどの人が生きがいを持っていることを持っている。就労中の仕事について満足している人は4割台、満足していない人は2割台となっている。生活に困らない人は6割を超えるが、4割弱の人は世帯の経済状況に余裕がない。

住まいについては8割弱の人が満足し、2割強は不満を持っている。

家族との関係は9割近くの人が良好だと感じている。人とのつながりにおいて、家族といるときは8割の人が、仲間と一緒にいるときは6割近くが幸せを感じている。

6割の人は地域のイベントや催し物・会合等にあまり参加していない。ほとんどの人が、努力すれば人生は変わるという前向きな意識を持っている。

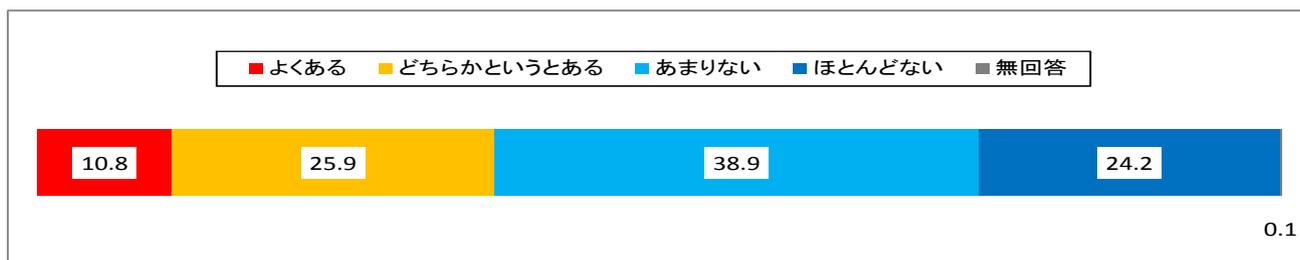
また、20年先の沖縄について、発展しているかもしくは現状程度と思う人が6割いるものの、そうは思わない人や判断しかねるとする人が4割程度いる。

4割弱の人は、10年前の沖縄に比べて、人と人のつながりは弱まったと感じている。県民間の経済格差については、10年前と変わらないと思う人が4割弱、広がった、わからないがそれぞれ3割弱である。現在の社会に満足している人は3割弱であり、5割を超える人は満足していない。在日米軍専用施設が沖縄に偏在することについては、7割の人が差別的だと感じている。

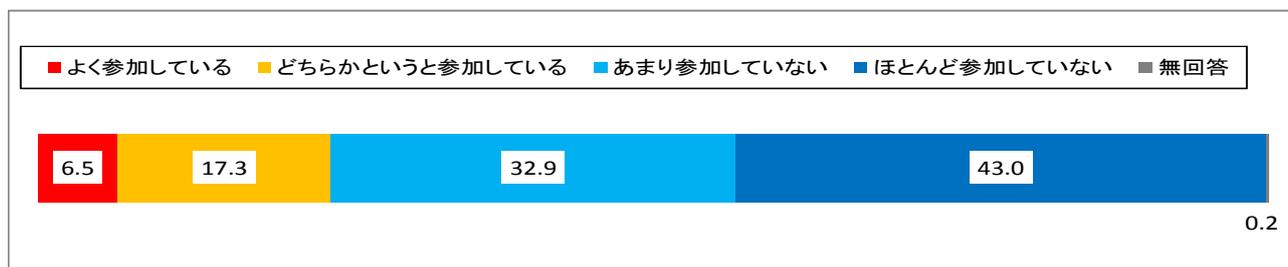
8割を超える人が、沖縄に生まれ、または生活できていることを良かったと思っている。同様に、8割を超える人が沖縄に対する誇りを感じている。

## ☆（問2）地域とのつながり（%） 報告書P.7～

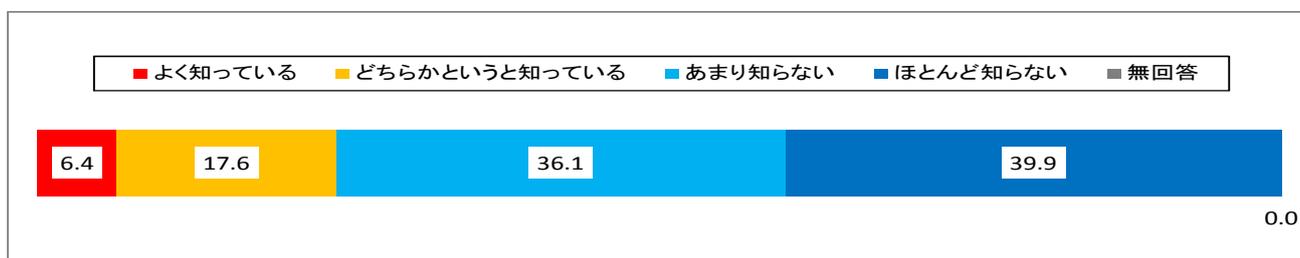
問 2-1-1 近隣に住んでいる方との交流の程度を「よくある」「どちらかというところ」と回答した人は36.7%、「あまりない」「ほとんどない」と回答をした人は63.2%である。



問 2-1-2 地域活動への参加に関して、「地域活動によく参加している」「どちらかというところに参加している」と回答をした人は23.9%、「あまり参加していない」「ほとんど参加していない」と回答をした人は75.9%である。

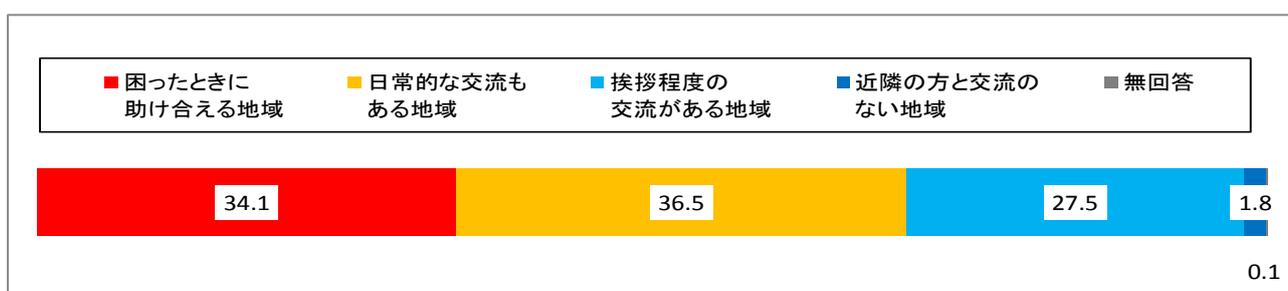


問 2-1-3 自分が困っている時に相談できる機関や人をどれくらい知っているか。「よく知っている」「どちらかというところ知っている」人の割合は24.0%であり、「あまり知らない」「ほとんど知らない」人の割合は76.0%である。



問 2-2 地域の交流のあり方についてどのように希望しているかを回答してもらった。

「困ったときに助け合うまではしなくても、近隣の方の名前や顔がわかり、日常的な交流もある地域」が最も多く36.5%、次いで「近隣の方との間で困ったときに助け合えるような地域」が34.1%、「困ったときに助け合うまではしなくても、近隣の方とあいさつ程度の交流がある地域」が27.5%、「近隣の方と交流のない地域」が1.8%となっている。



☆（問3）生活の各側面についての重要度 報告書 P.9～



県民が今の暮らしにとって、最も重要と考える項目（重要度平均得点の最も高い項目）は「安心して家庭で水が使える」（4.78）で、以下、「老後に不安のない年金が得られる」（4.77）、「犯罪がない安心なくらしの確保」（4.77）、「緊急患者が適切な治療を受けられる」（4.73）、「少年の非行や犯罪が少なくなる」（4.70）等が続いている。

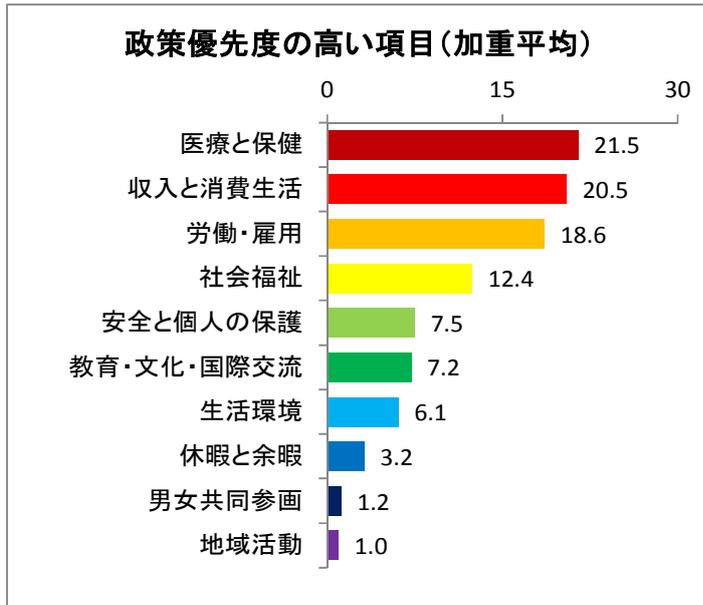
重要度平均得点の高い項目については、前回調査からの順位の変化はあまり見られないが、「仕事と生活が両立しやすい環境」「防災対策が充実している」「健全育成、教育環境がつけられている」（共に 4.63）の3項目は前回調査よりも順位が上昇し、今回は上位10位以内に入った。



重要度平均得点の最も低い項目は「若いうちに結婚して家庭を持つ」（3.38）で、以下、「盆踊り等地域行事が盛ん」（3.79）、「集会場や公民館が近くあって利用しやすい」（3.81）、「快適にインターネットにつながる」（3.85）、「外国人が沖縄を訪れ、交流が活発」（3.90）等が続いている。

重要度平均得点の低い項目については、前回調査からの順位の変化はあまり見られない。

☆（問5）生活領域別の政策優先度 報告書 P.11



政策課題 10 項目から、県や国、市町村に力を入れてほしいものに順位をつけて3つ選んでもらった。各政策領域を加重平均で見ると、「医療と保健」(21.5)が最も高く、次いで「収入と消費生活」(20.5)、「労働・雇用」(18.6)、そして「社会福祉」(12.4)となった。

前回調査と同様に、上位3項目が特に大きな割合を占めている。

県民が1位に挙げた項目を比率で見ると、「医療と保健」が27.8%、「収入と消費生活」が23.7%、「労働・雇用」が20.8%という結果であった。

【その他：関連した項目として】

※「第1章 県民の自己像」（自己及び家族に対する意識）より

(11) 生きがい (問 1-11) 報告書 P.49～

生きがいにしていることがあるかについて、「大いにある」(30.7%)、「少しある」(40.3%)と答えた人の合計が約7割であるのに対し、「ほとんどない」(7.4%)、「まったくない」(2.7%)と答えた人の合計は約1割である。

前回調査と比較すると、「大いにある」が前回28.8%から1.9ポイント増加しているが、あまり変化は見られない。

図 1-1-11-1 問 1-11 生きがい

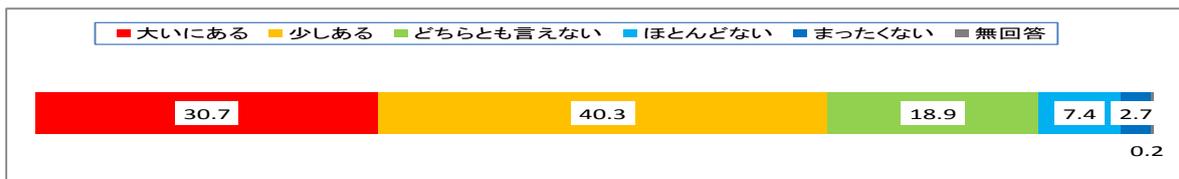


図 1-1-11-2 地域別 問 1-11

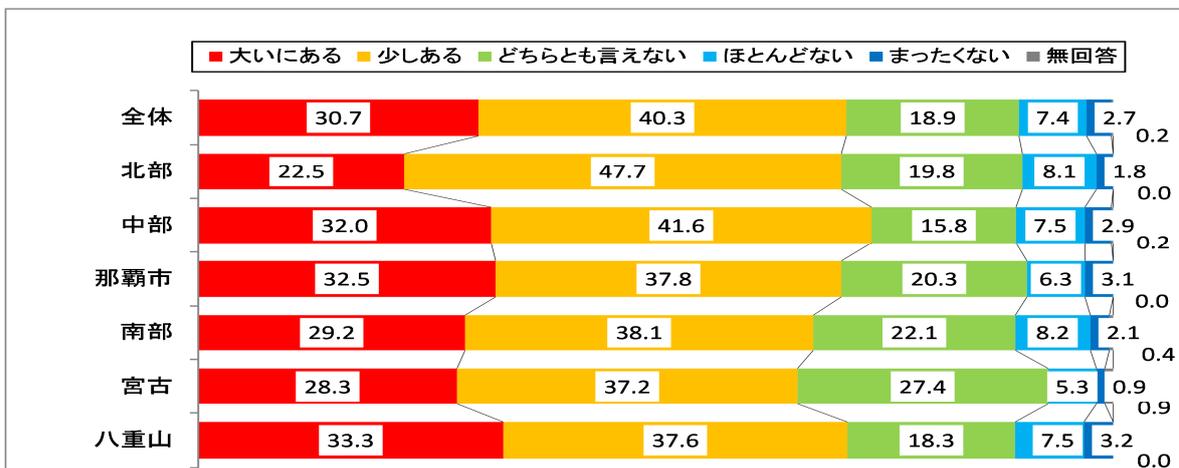


図 1-1-11-3 年代別 問 1-11

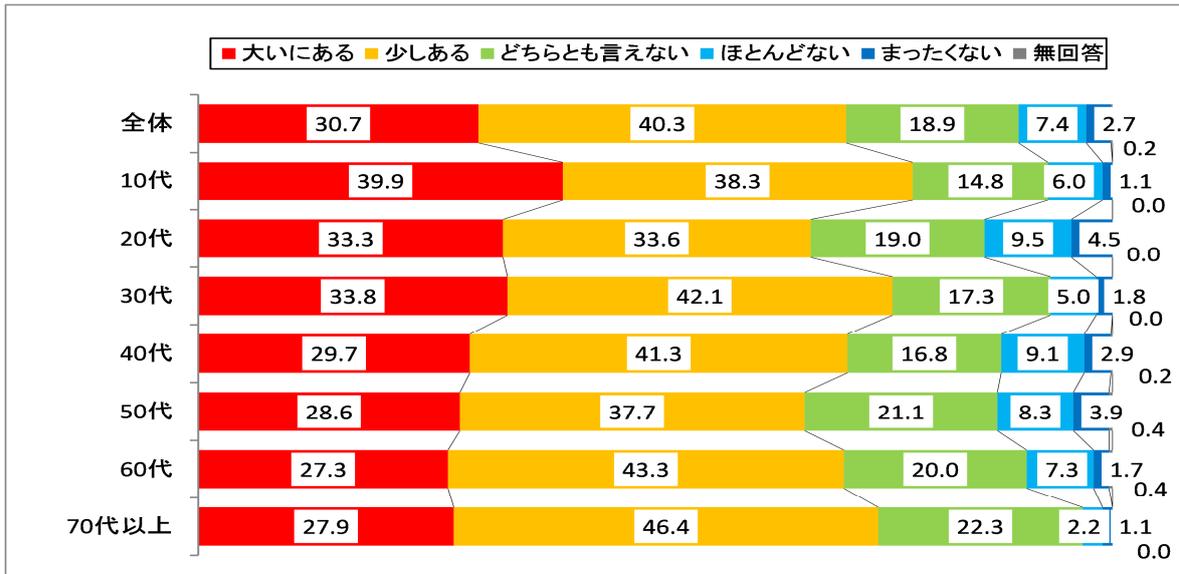
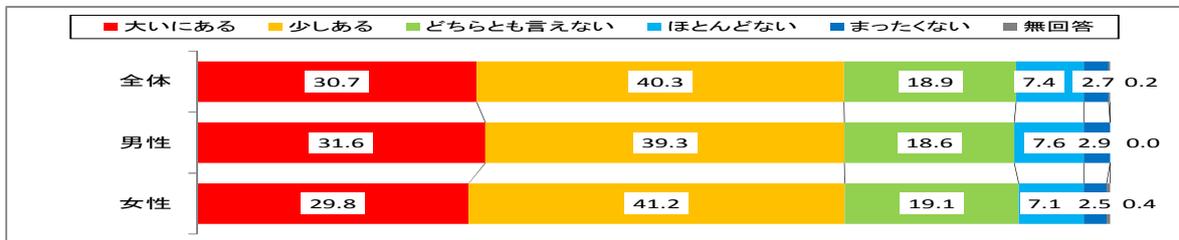


図 1-1-11-4 性別 問 1-11



※「第 1 章 県民の自己像」（自己及び社会に対する意識）より

(6) イベント・催し物への参加（問 1-17） 報告書 P. 64～

各種のイベントや催し物（エイサー、盆踊り等）・会合（親睦モアイ等）等に参加しているか否かについて、「積極的に参加している」（8.7%）と「どちらかと言えば参加している」（30.2%）の合計は 38.9%である。「どちらかと言えば参加していない」（28.6%）と「ほとんど参加していない」（32.4%）の合計は 61.0%である。前回調査と比較すると、あまり変化は見られない。

地域別に見ると、「積極的に参加している」「どちらかと言えば参加している」と答えた人の合計は南部と宮古で高いが、そのうち、「積極的に参加している」について見ると北部と八重山が他の地域より高い。

年代別に見ると、10代で参加は低く、不参加が高くなっている。

性別に見ると、男性のほうが女性より「積極的に参加している」「どちらかと言えば参加している」人の割合は共に高くなっている。

年収別に見ると、「積極的に参加している」「どちらかと言えば参加している」人の合計は年収 400～600 万円未満、800 万円以上の各層で高くなっている。一方、「どちらかと言えば参加していない」「ほとんど参加していない」人の合計は 200 万円未満の各層で高くなっている。

図 1-2-6-1 問 1-17 イベント・催し物への参加

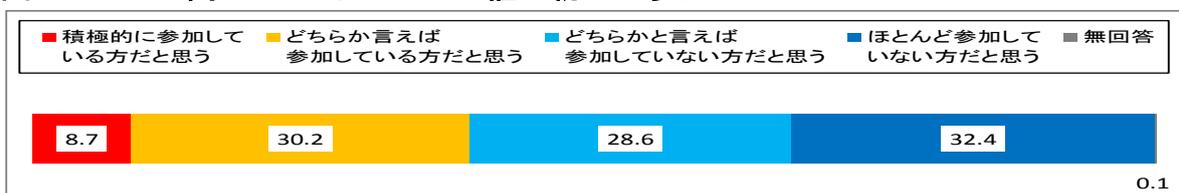


図 1-2-6-2 地域別 問 1-17

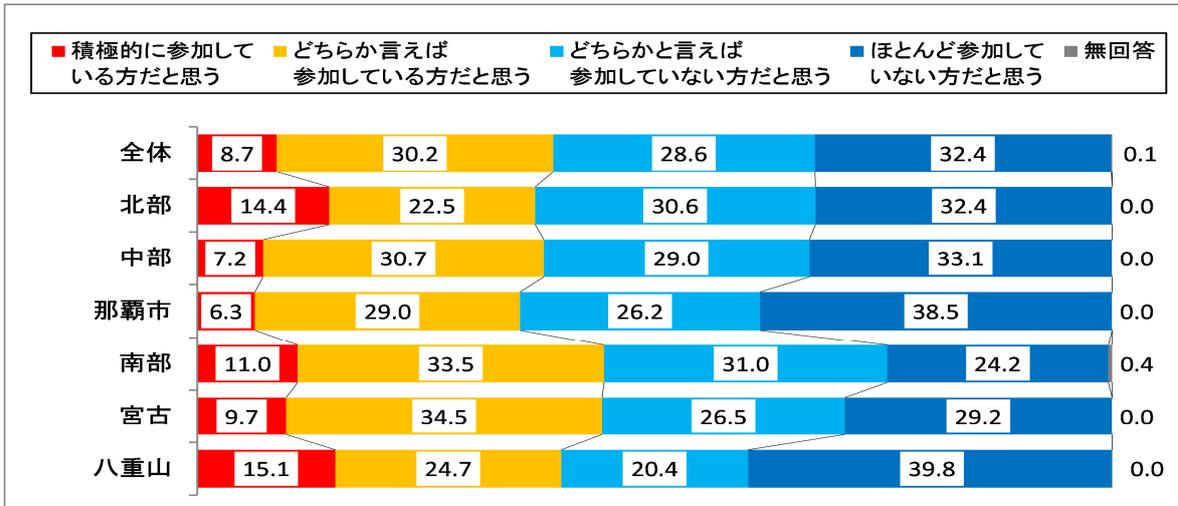


図 1-2-6-3 年代別 問 1-17

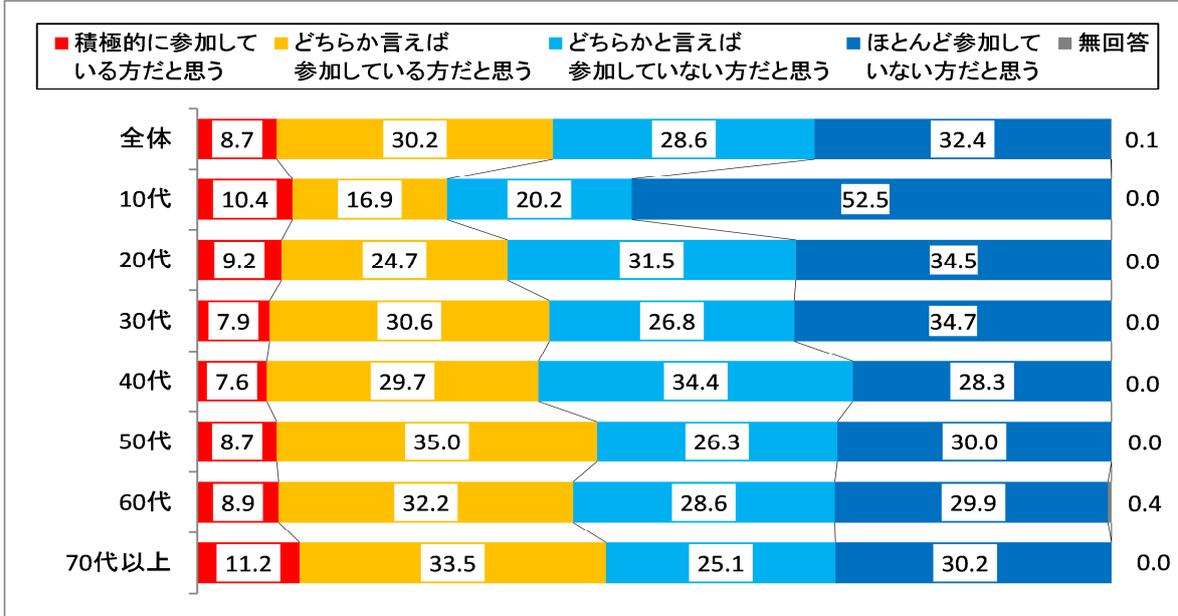
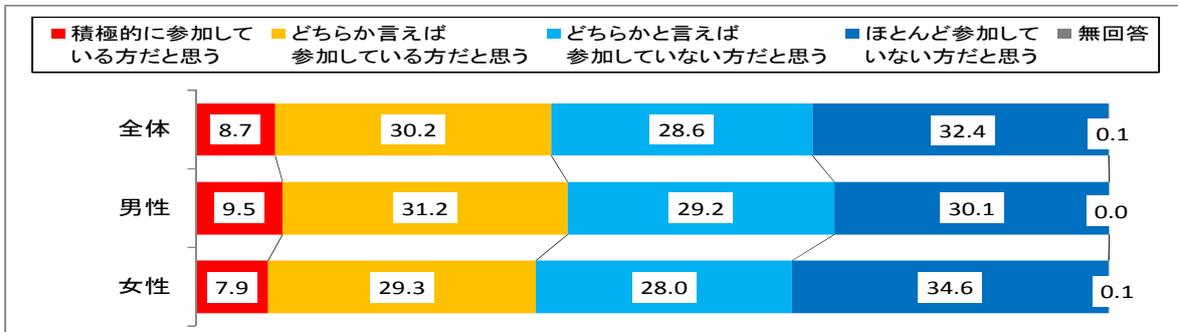


図 1-2-6-4 性別 問 1-17



## ※「第2章 県民生活の重要度・充足度」より

### (2) 重要度と充足度の差の変化 報告書 P.96

重要度と充足度の差を、今回の質問項目をベースにして前回の項目を対応させ、今回（H27）と前回（H24）の数値を比較してみる。重要度と充足度の差が小さくなっていけば、期待と現実との乖離が縮小していることを表し、その項目は改善されたと判断できる。したがって、前回は基準として今回との差がプラスであればその項目は改善され、マイナスであれば悪化したと解釈できる。また、変化の大きさは値の絶対値によって判断できる。

まず、前回と比較して、今回、重要度と充足度の差が縮小した項目、すなわち改善されたと考えられる項目を見てみる（設問の番号は今回調査に準拠している）。1位には「(1) 豊かな自然が保全されている」(+7.3)、以下、「(4) 廃棄物の適正処理、減量化等が活発」(+6.9)、「(36) 防災対策が充実している」(+6.5)、「(58) 失業の不安がなく働ける」(+6.0)、「(35) 犯罪がない安心なくらしの確保」(+5.8)、「(66) 平和を願う心が継承、発信されている」(+5.3)、「(10) 公園や親しめる自然などがまわりにある」(+5.1)、「(23) 少年の非行や犯罪が少なくなる」(+4.4)、「(38) 交通の安全が確保されている」(+4.4)の順となっている。総じて特定の分野に偏ることなく、広い分野の項目があげられている。なお、変化値自体は前回と比べ小さくなっているが、これは質問項目の変更が前回より少なかったためと考えられる。

次に、重要度と充足度の差が拡大した項目、すなわち悪化したと考えられる項目は「(12) 目的地まで円滑に移動できる」(-20.0)が突出して大きくなっている。この項目は今回、「渋滞に巻き込まれずに目的地まで円滑に移動できること」として聞いており、前回にはなかった冒頭の「渋滞には巻き込まれずに」が付加されたことも大きく影響しているであろう。以下、「(16) 健康の維持や増進に努める」(-4.4)、「(20) 仕事と生活が両立しやすい環境」(-3.3)、「(74) 地域づくりに取り組む人材育成」(-3.3)、「(11) 公共交通機関が利用しやすい」(-2.8)、「(73) 沖縄の産業発展を担う人材育成」(-1.5)、「(72) 優れた能力や感性を育む教育環境の充実」(-1.3)の順となっている。改善項目と同様、特定の分野に偏ることなく、広い分野の項目があげられている。

表 2-3-2 重要度比率・充足度比率 (%)

報告書P. 97

項目	年	平成27年度			平成24年度			差の変化 b-a
		重要度①	充足度②	①-②=a	重要度③	充足度④	③-④=b	
(1)豊かな自然が保全されている		86.4	47.6	38.8	85.1	39.0	46.1	7.3
(4)廃棄物の適正処理、減量化等が活発		87.9	38.1	49.8	84.9	28.2	56.7	6.9
(36)防災対策が充実している		94.0	35.1	58.9	92.1	26.7	65.4	6.5
(58)失業の不安がなく働ける		90.7	19.5	71.2	90.2	13.0	77.2	6.0
(35)犯罪がない安心なくらしの確保		96.5	45.9	50.6	95.0	38.6	56.4	5.8
(66)平和を願う心が継承、発信されている		87.7	36.6	51.1	82.6	26.2	56.4	5.3
(10)公園や親しめる自然などがまわりにある		89.1	46.3	42.8	87.5	39.6	47.9	5.1
(23)少年の非行や犯罪が少なくなる		94.8	22.7	72.1	94.7	18.2	76.5	4.4
(38)交通の安全が確保されている		93.7	33.0	60.7	91.7	26.6	65.1	4.4
(29)良質な医療が受けられる		96.2	43.4	52.8	94.3	37.2	57.1	4.3
(3)赤土流出、騒音、環境汚染などが少なくなる		91.2	30.1	61.1	89.5	24.2	65.3	4.2
(30)救急患者が適切な治療を受けられる		96.3	41.1	55.2	95.5	36.1	59.4	4.2
(56)適職、やりがいのある仕事ができる		88.1	32.1	56.0	85.9	25.8	60.1	4.1
(42)住環境が良好		92.9	50.5	42.4	91.5	45.3	46.2	3.8
(26)障害者の社会参加が拡大している		88.9	17.7	71.2	89.2	14.2	75.0	3.8
(32)費用の心配なく、医療を受けられる		94.9	28.3	66.6	93.8	23.7	70.1	3.5
(67)健全育成、教育環境がつけられている		92.9	29.2	63.7	89.8	23.0	66.8	3.1
(24)高齢者が住み慣れた地域でくらす		94.2	31.2	63.0	93.9	28.1	65.8	2.8
(62)軍用跡地が有効に利用されている		80.1	21.0	59.1	75.2	13.3	61.9	2.8
(39)商品等の品質等が確保されている		91.6	44.3	47.3	89.2	39.1	50.1	2.8
(40)商品等の苦情を処理するところがある		82.0	21.3	60.7	83.7	20.3	63.4	2.7
(59)収入が着実に増える		91.9	14.3	77.6	90.1	10.0	80.1	2.5
(45)下水道が整備されている		92.4	68.2	24.2	92.0	65.3	26.7	2.5
(53)県産食材を購入(消費)する機会が増える		81.2	43.8	37.4	77.1	37.2	39.9	2.5
(60)近くで希望する仕事につける		83.6	22.6	61.0	81.2	17.9	63.3	2.3
(69)生涯学習する機会が得られている		83.4	26.9	56.5	80.3	21.5	58.8	2.3
(9)自分の住む町の景観、町並みが美しい		85.3	35.4	49.9	82.7	30.8	51.9	2.0
(28)イライラやストレスなど精神的緊張が少ない		89.4	25.8	63.6	88.1	22.5	65.6	2.0
(68)公平な教育機会が確保されている		88.7	23.1	65.6	85.3	18.0	67.3	1.7
(44)安心して家庭で水が使える		96.3	80.3	16.0	96.5	78.8	17.7	1.7
(34)食の安全・安心が確保されている		93.8	45.6	48.2	91.4	41.9	49.5	1.3
(25)老後に不安のない年金が得られる		95.4	15.6	79.8	94.7	13.6	81.1	1.3
(50)住民の要望や意見等を十分に取り入れる		82.2	20.3	61.9	80.8	17.6	63.2	1.3
(61)物価が安定している		91.9	18.1	73.8	91.3	16.5	74.8	1.0
(70)必要な資質を身に付けられる教育環境		88.2	23.4	64.8	84.5	18.7	65.8	1.0
(37)暴力の防止と支援環境が充実		86.9	23.8	63.1	84.0	19.9	64.1	1.0
(6)沖縄文化が保全・継承されている		85.2	40.9	44.3	82.7	37.8	44.9	0.6
(18)子供の育成環境が整っている		89.8	33.5	56.3	86.8	29.9	56.9	0.6
(31)健康診断、健康の相談が受けやすい		93.3	41.2	52.1	91.2	38.6	52.6	0.5
(54)元気な中小企業等が増えている		80.2	17.5	62.7	77.7	14.7	63.0	0.3
(51)行政情報が住人に広報されている		81.6	22.5	59.1	77.7	18.4	59.3	0.2
(57)職業紹介、訓練が充実している		82.7	19.5	63.2	81.2	18.0	63.2	0.0
(14)生活に必要な施設がある		92.0	58.1	33.9	90.4	56.6	33.8	-0.1
(19)学童保育所等が利用しやすい		87.3	29.7	57.6	84.4	27.0	57.4	-0.2
(21)夫婦が家事や育児にとりくむ		87.7	33.9	53.8	84.3	30.7	53.6	-0.2
(47)女性の社会活動参加、能力発揮		81.3	27.8	53.5	76.0	23.2	52.8	-0.7
(27)介護サービスが充実し利用しやすい		91.9	22.9	69.0	90.5	22.3	68.2	-0.8
(72)優れた能力や感性を育む教育環境の充実		84.5	16.2	68.3	80.3	13.3	67.0	-1.3
(73)沖縄の産業発展を担う人材育成		84.4	15.6	68.8	80.1	12.8	67.3	-1.5
(11)公共交通機関が利用しやすい		88.3	38.6	49.7	85.6	38.7	46.9	-2.8
(74)地域づくりに取り組む人材育成		82.1	15.4	66.7	77.4	14.0	63.4	-3.3
(20)仕事と生活が両立しやすい環境		91.5	22.0	69.5	85.1	18.9	66.2	-3.3
(16)健康の維持や増進に努める		88.3	34.9	53.4	86.2	37.2	49.0	-4.4
(12)目的地まで円滑に移動できる		86.3	29.9	56.4	84.8	48.4	36.4	-20.0
(2)自然環境の保全と利用のバランスが取れる		83.4	37.7	45.7	*	*	*	*
(15)地域の商店街に活力がある		80.7	24.7	56.0	*	*	*	*

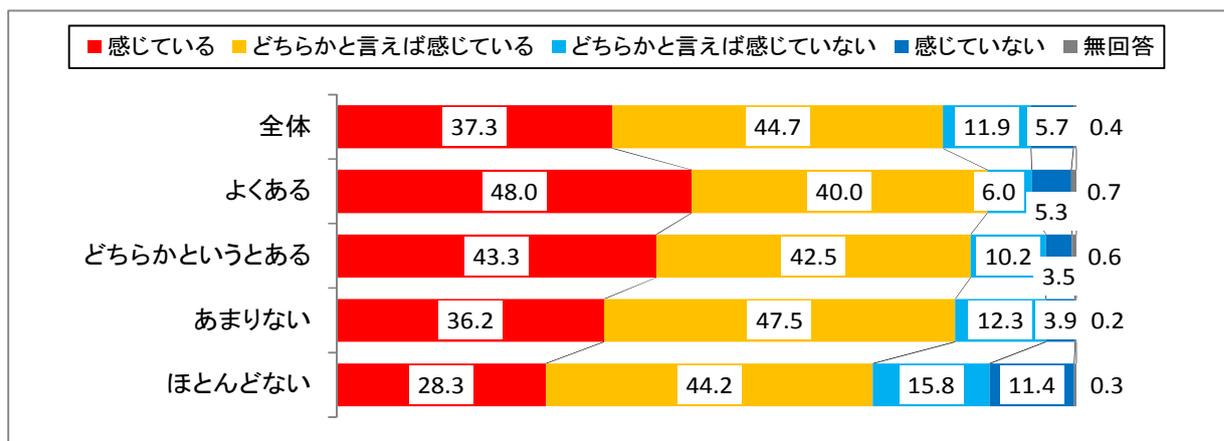
※「第4章 日常の生活空間に対する認識」より

2. 地域のつながりと「幸せ」感（問2×問1-4） 報告書P.189～

(1) 近隣に住んでいる方との交流の程度と「幸せ」感

近隣に住んでいる方との交流の程度と「幸せ」感との関連を見ると、交流が「よくある」と回答した人が「幸せ」を感じる比率は最も高く、48.0%となっている。一方、「幸せ」を感じる比率が最も低いのは、交流が「ほとんどない」と回答した人で28.3%となっている。交流の機会がある人ほど「幸せ」を感じる比率が高くなっている。

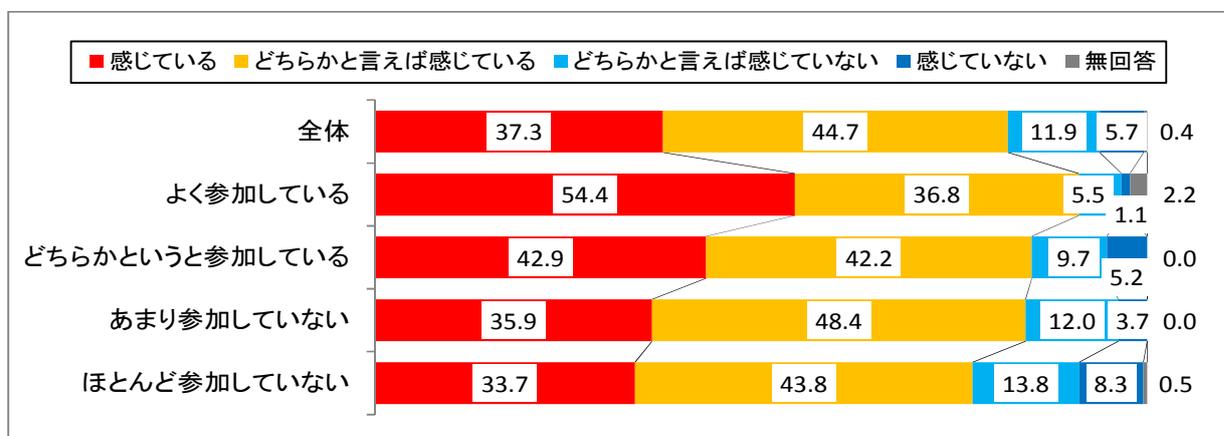
図6-2-1 問2-1-1 近隣に住んでいる方との交流の程度 × 問1-4「幸せ」感



(2) 地域活動への参加の程度と「幸せ」感

地域活動への参加の程度と「幸せ」感との関連を見ると、地域活動へ「よく参加している」と回答した人が「幸せ」を感じる比率は最も高く、54.4%となっている。一方、「幸せ」を感じる比率が最も低いのは、「ほとんど参加していない」と回答した人で33.7%となっている。地域活動への参加が多い人ほど「幸せ」を感じる比率が高くなっている。

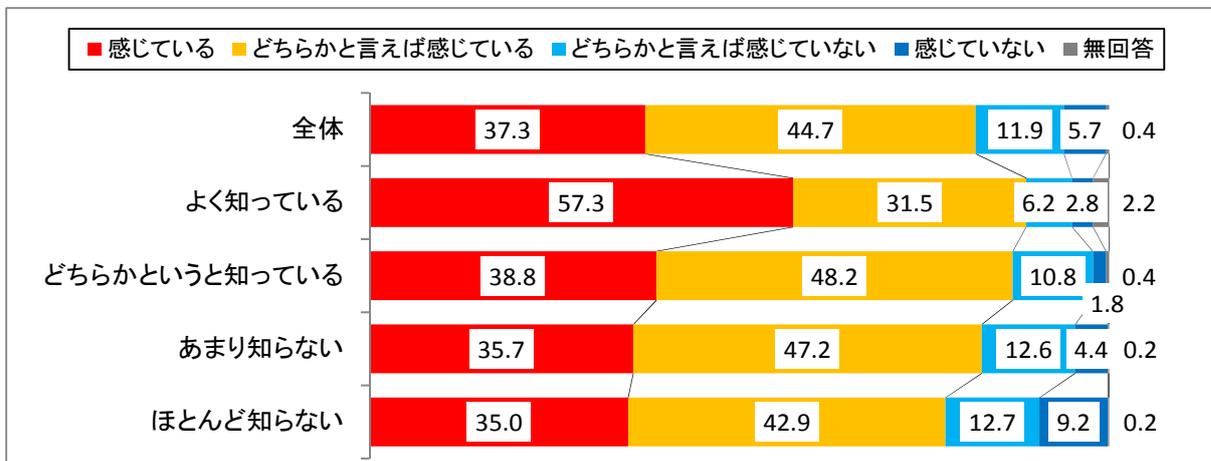
図6-2-2 問2-1-2 地域活動への参加の程度 × 問1-4「幸せ」感



### (3) 困ったときの相談先を知っている程度と「幸せ」感

自分が困っている時に相談できる機関や人をどれくらい知っているか。それらを知っている程度と「幸せ」感との関連を見ると、「よく知っている」という回答をした人ほど「幸せ」であると感じている比率が高い。

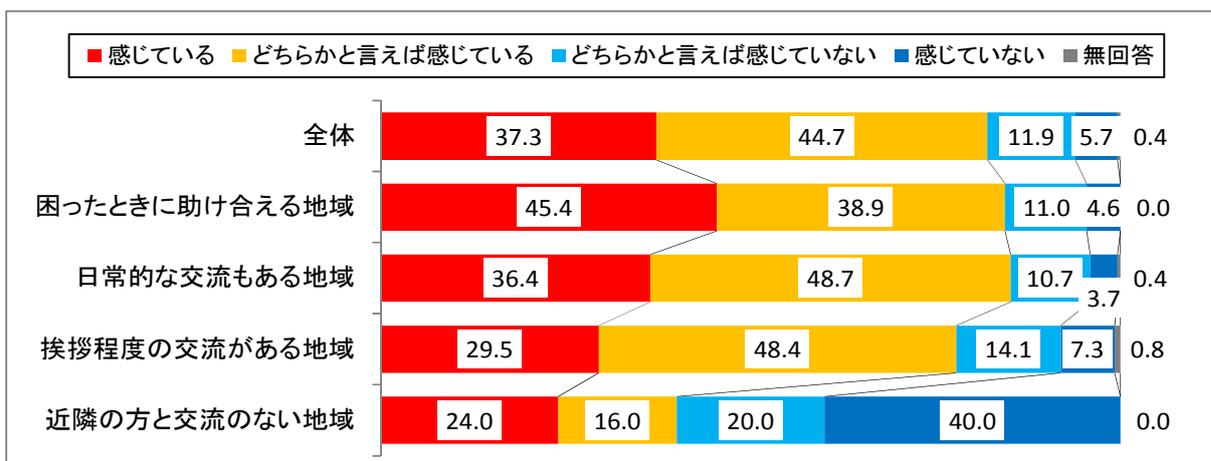
図 6-2-3 問 2-1-3 困ったときの相談先を知っているか × 問 1-4 「幸せ」感



### (4) 地域の交流のあり方に対する希望と「幸せ」感

地域の方たちとどのように交流することを希望しているかということと「幸せ」感との関連を見ると、近隣の方々と「困ったときに助け合えるような地域」を希望している人が「幸せ」を感じている比率が最も高く、45.4%となっている。一方、「幸せ」を感じる比率が最も低いのは「近隣の方と交流のない地域」と回答した人で、24.0%となっている。困ったときに助け合う地域を望む人ほど、「幸せ」を感じる比率が高くなっている。

図 6-2-4 問 2-2 地域の交流のあり方に対する希望 × 問 1-4 「幸せ」感

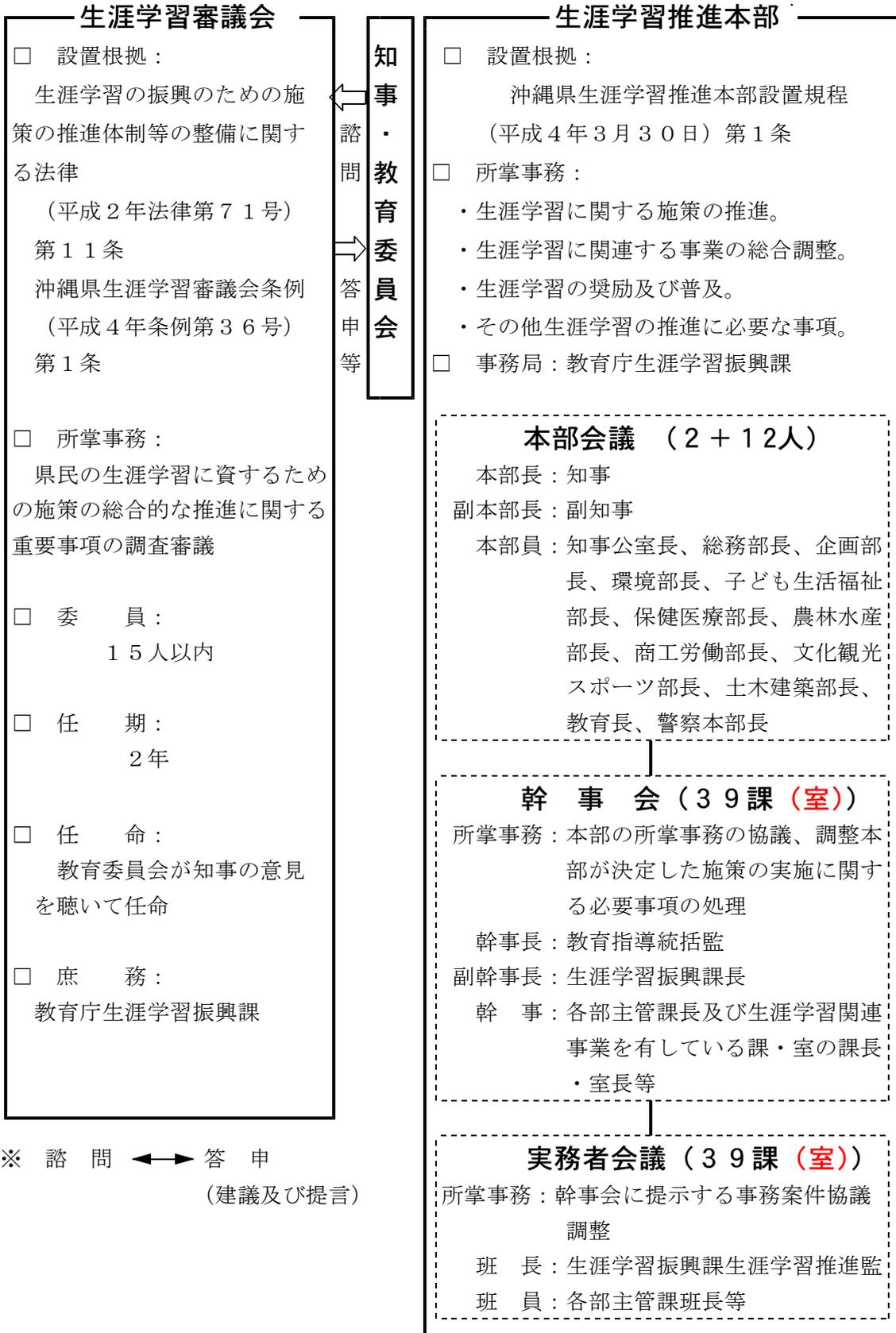


## 「第三次沖縄県生涯学習推進計画(後期)」策定の経緯

日 時	会議等	内 容
平成27年 8月10日(月)	推進本部	<b>第1回 見直し担当者部会</b> ○第三次沖縄県生涯学習推進計画見直し作業について ・趣旨説明 ・内容確認 ・日程確認 ・構成員確認 等
平成27年 8月19日(水)	推進本部	<b>第1回 推進本部実務者会議</b> ○策定作業説明 ・生涯学習推進本部及び実務者会議について ・第三次生涯学習推進計画及び点検・見直しについて
平成27年 11月11日(水)	審議会	<b>第1回 沖縄県生涯学習審議会(全体会)</b> ○委嘱状交付式及び会長・副会長選出 ○報告・説明 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期について ○協議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画見直し内容について
平成28年 2月4日(木)	推進本部	<b>第2回 推進本部 実務者会議</b> ○協議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画見直し修正箇所について
平成28年 2月9日(火)	審議会	<b>第2回 沖縄県生涯学習審議会(全体会)</b> ○報告 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画見直しに係る資料の整理 ○審議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画見直しについて
平成28年 3月11日(金)	審議会	<b>第1回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・第6期生涯学習審議会提言骨子作成の方向性について
平成28年 3月24日(木)	推進本部	<b>第2回 見直し担当者部会</b> ○協議 ・「第三次沖縄県生涯学習推進計画」に係る達成度等の作成について
平成28年 4月22日(金)	審議会	<b>第2回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・第6期生涯学習審議会提言骨子作成の方向性について ・検討の視点、提言のまとめ方(意見交換)
平成28年 5月26日(木)	審議会	<b>第3回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・第6期生涯学習審議会提言 「全体会への報告案」について
平成28年 6月22日(水)	推進本部	<b>第3回 推進本部 実務者会議</b> ○報告・説明 ・第6期生涯学習審議会の審議状況 ○協議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画見直し修正箇所について

日 時	会議等	内 容
平成28年 6月29日(水)	審議会	<b>第4回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・「全体会への報告案（第一次提言）」について
平成28年 7月27日(水)	審議会	<b>第3回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○報告 ・経過報告（審議会・起草委員会・推進本部） ○審議 ・第6期生涯学習審議会第一次提言について ----- <b>○第6期沖縄県生涯学習審議会 第一次提言手交式</b>
平成28年 8月25日(木)	推進本部	<b>第3回 見直し担当者部会</b> ○協議 ・「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）（第二校正）」
平成28年 8月30日(火)	審議会	<b>第5回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・推進計画（前期）達成度から見えてくる課題について ・第6期生涯学習審議会第二次提言について ・審議会全体会への報告（案）について
平成28年 9月27日(火)	審議会	<b>第6回 審議会 起草委員会</b> ○審議 ・第6期生涯学習審議会第二次提言に係る 「審議会全体会への報告（案）」について
平成28年 10月24日(月)	審議会	<b>第4回 沖縄県生涯学習審議会（全体会）</b> ○報告 ・経過報告（審議会・起草委員会・推進本部） ○審議 ・第6期生涯学習審議会第二次提言について ・教育長への提言手交式について
平成28年 11月2日(水)	審議会	<b>第6期沖縄県生涯学習審議会 第二次提言手交式</b>
平成28年 11月4日(金)	推進本部	<b>第4回 推進本部 実務者会議</b> ○協議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期（最終案）について
平成28年 11月14日(月)	推進本部	<b>平成28年度 沖縄県生涯学習推進本部 幹事会</b> ○報告 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期策定の経緯について ・第6期沖縄県生涯学習審議会の提言について ○審議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期（案）について ・推進本部会議の進行（各部の説明）について
平成28年 11月16日(水)	推進本部	<b>平成28年度 沖縄県生涯学習推進本部会議</b> ○報告 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期策定の経緯について ・第6期沖縄県生涯学習審議会の提言について ○審議 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画後期（案）について

## 沖縄県における生涯学習推進組織



○沖縄県生涯学習審議会条例

沖縄県生涯学習審議会条例

平成4年3月31日  
条例第36号

改正 平成12年12月27日条例第73号

沖縄県生涯学習審議会条例をここに公布する。

沖縄県生涯学習審議会条例

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、沖縄県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成12年条例73号〕

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

## 沖縄県生涯学習推進本部設置規程

平成4年3月30日  
訓令第5号  
教育委員会訓令第1号  
警察本部訓令第5号

最終改正 平成28年5月27日訓令第44号・教育委員会訓令第8号・警察本部訓令第19号

庁内一般  
教育庁  
警察本部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程を次のように定める。

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育委員会を担当する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は教育指導統括監をもって充て、副幹事長は教育庁生涯学習振興課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(実務者会議)

第7条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事会に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 実務者会議は、班長が招集する。
- 6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。
- 7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月27日訓令第105号・教育委員会訓令第2号・警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年11月27日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第69号・教育委員会訓令第1号・警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月9日訓令第64号・教育委員会訓令第16号・警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成19年11月9日から施行する。

附 則（平成23年8月5日訓令第117号・教育委員会訓令第15号・警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年8月5日から施行する。

附 則（平成24年8月3日訓令第44号・教育委員会訓令第6号・警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

附 則（平成26年5月16日訓令第98号・教育委員会訓令第8号・警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成26年5月16日から施行する。

附 則（平成27年5月19日訓令第44号・教育委員会訓令第10号・警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（平成28年5月27日訓令第44号・教育委員会訓令第8号・警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年5月27日から施行する。

**別表第 1 (第 3 条関係)**

知事公室長  
総務部長  
企画部長  
環境部長  
子ども生活福祉部長  
保健医療部長  
農林水産部長  
商工労働部長  
文化観光スポーツ部長  
土木建築部長  
教育長  
警察本部長

**別表第 2 (第 6 条関係)**

知事公室広報課長  
総務部総務私学課長  
総務部職員厚生課長  
企画部企画調整課長  
企画部科学技術振興課長  
企画部地域・離島課長  
環境部自然保護課長  
環境部環境再生課長  
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長  
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長  
子ども生活福祉部子育て支援課長  
子ども生活福祉部障害福祉課長  
子ども生活福祉部消費・くらし安全課長  
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長  
保健医療部健康長寿課長  
保健医療部薬務疾病対策課長  
農林水産部営農支援課長  
農林水産部糖業農産課長  
農林水産部森林管理課長  
農林水産部水産課長  
商工労働部産業政策課長  
商工労働部ものづくり振興課長  
商工労働部中小企業支援課長  
商工労働部雇用政策課長  
文化観光スポーツ部観光振興課長  
文化観光スポーツ部文化振興課長  
文化観光スポーツ部スポーツ振興課長  
土木建築部都市計画・モノレール課長  
教育庁総務課長  
教育庁教育支援課長  
教育庁施設課長  
教育庁学校人事課長  
教育庁県立学校教育課長

教育庁義務教育課学力向上推進室長  
教育庁保健体育課長  
教育庁文化財課長  
警察本部警務部警務課長  
警察本部生活安全部生活安全企画課長  
警察本部交通部交通企画課長

**別表第3（第7条関係）**

知事公室広報課広報広聴班班長  
総務部総務私学課私学・法人班班長  
総務部職員厚生課厚生保健班班長  
企画部企画調整課総務班班長  
企画部科学技術振興課科学振興班班長  
企画部地域・離島課地域振興班班長  
環境部自然保護課自然保護班班長  
環境部環境再生課環境対策班班長  
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長  
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班班長  
子ども生活福祉部子育て支援課子育て班班長  
子ども生活福祉部障害福祉課地域生活支援班班長  
子ども生活福祉部消費・くらし安全課消費生活班班長  
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課男女共同参画班班長  
保健医療部健康長寿課健康づくり班班長  
保健医療部薬務疾病対策課薬務班班長  
農林水産部営農支援課営農担い手班班長  
農林水産部糖業農産課さとうきび班班長  
農林水産部森林管理課森林企画班班長  
農林水産部水産課水産企画班班長  
商工労働部産業政策課総務班班長  
商工労働部ものづくり振興課工芸・ファッション産業班班長  
商工労働部中小企業支援課支援班班長  
商工労働部雇用政策課雇用企画班班長  
文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長  
文化観光スポーツ部文化振興課文化振興班班長  
文化観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興班班長  
土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長  
教育庁総務課教育企画室主幹  
教育庁教育支援課学校予算班班長  
教育庁施設課企画財産班班長  
教育庁学校人事課健康管理班班長  
教育庁県立学校教育課高校教育改革班主任指導主事  
教育庁義務教育課学力向上推進室主任指導主事  
教育庁保健体育課学校安全・給食班班長  
教育庁文化財課管理班班長  
警察本部警務部警務課課長補佐  
警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐  
警察本部交通部交通企画課課長補佐

沖縄県生涯学習推進本部(平成28年度)

本部会議	幹事会	実務者会議
第3条関係(別表第1)	設置規程第6条関係(別表第2)	設置規程第7条関係(別表第3)
知事公室長	知事公室広報課長	広報広聴班長
総務部長	総務部総務私学課長 総務部職員厚生課長	私学・法人班長 厚生保健班長
企画部長	企画部企画調整課長 企画部科学技術振興課長 企画部地域・離島課長	総務班長 科学振興班長 地域振興班長
環境部長	環境部自然保護課長 環境部環境再生課長	自然保護班長 環境対策班長
子ども生活福祉部長	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長 子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長 子ども生活福祉部子育て支援課長 子ども生活福祉部障害福祉課長 子ども生活福祉部消費・くらし安全課長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長	在宅福祉班長 青少年育成班長 子育て班長 地域生活支援班長 消費生活班長 男女共同参画班長
保健医療部長	保健医療部健康長寿課長 保健医療部薬務疾病対策課長	健康づくり班長 薬務班長
農林水産部長	農林水産部営農支援課長 農林水産部糖業農産課長 農林水産部森林管理課長 農林水産部水産課長	営農担い手班長 さとうきび班長 森林企画班長 水産企画班長
商工労働部長	商工労働部産業政策課長 商工労働部ものづくり振興課長 商工労働部中小企業支援課長 商工労働部雇用政策課長	総務班長 工芸・ファッション産業班長 支援班長 雇用企画班長
文化観光スポーツ部長	文化観光スポーツ部観光振興課長 文化観光スポーツ部文化振興課長 文化観光スポーツ部スポーツ振興課長	受入推進班長 文化振興班長 スポーツ振興班長
土木建築部長	土木建築部都市計画・モノレール課長	公園緑地班長
教育長	教育庁総務課長 教育庁教育支援課長 教育庁施設課長 教育庁学校人事課長 教育庁県立学校教育課長 教育庁義務教育課学力向上推進室長 教育庁保健体育課長 教育庁文化財課長	教育企画室主幹 学校予算班長 企画財産班長 健康管理班長 高校教育改革班主任指導主事 学力向上推進室主任指導主事 学校安全・給食班長 管理班長
警察本部長	警察本部警務部警務課長 警察本部生活安全部生活安全企画課長 警察本部交通部交通企画課長	課長補佐(企画担当) 課長補佐 課長補佐(安全担当)

# 生涯学習情報の窓口

## 1. 沖縄県教育委員会

教育庁生涯学習振興課	900-8571	那覇市泉崎1-2-2 県庁13階	Tel:098-866-2746
			Fax:098-863-9547

生涯学習推進計画策定のほか、生涯学習・社会教育関連施策を実施しています。

また、生涯学習推進計画の推進のため、毎年度「生涯学習関連事業実績及び生涯学習関連事業計画一覧」を作成し、ホームページ等で公開しています。(http://www-edu.pref.okinawa.jp)

教育庁生涯学習振興課 生涯学習推進センター	900-0029	那覇市旭町116-37 南部合同庁舎4F	Tel:098-864-0474
			Fax:098-864-0476

生涯学習推進センターでは、

- ・「おきなわ県民カレッジ」による学習機会の提供
- ・Webサイト「生涯学習情報プラザ」による、県内生涯学習情報の提供  
(http://www.lll-okinawa.info/)
- ・学習相談の相談対応

などにより、県民の学習活動の支援や、県内の関連施設とのネットワーク形成を行っています。

## 2. 各市町村教育委員会 生涯学習・社会教育担当課

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
国頭村	教育課	905-1495	国頭村字辺土名112番地	0980-41-5308
				0980-41-3168
大宜味村	教育課	905-1305	※大宜味村字大兼久157番地 ※移転予定(旧大宜味小学校)連絡先要確認	※0980-44-3006
				※0980-44-3029
東村	教育課	905-1204	東村字平良804番地	0980-43-2130
				0980-43-2017
今帰仁村	社会教育課	905-0401	今帰仁村字仲宗根232番地	0980-56-2645
				0980-56-5274
本部町	社会教育班	905-0292	本部町東5番地	0980-47-2206
				0980-47-6005
名護市	地域力推進課	905-0014	名護市港二丁目1番1号 名護中央公民館内	0980-53-5429
				0980-53-5440
宜野座村	教育課	904-1302	宜野座村字宜野座246番地	098-968-8647
				098-968-5030
金武町	社会教育課	904-1293	金武町字金武7758	098-968-8996
				098-968-4963
伊江村	生涯学習課	905-0501	伊江村字東江上75番地	0980-49-2334
				0980-49-2503
伊平屋村	教育委員会	905-0794	伊平屋村字我喜屋300番地	0980-46-2003
				0980-46-2832
伊是名村	教育振興課	905-0605	伊是名村字仲田1385番地1	0980-45-2318
				0980-45-2144

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
恩納村	社会教育課	904-0492	恩納村字恩納2451番地	098-966-1210
				098-966-8478
うるま市	生涯学習振興課	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号	098-923-7127
				098-923-7145
読谷村	生涯学習課	904-0301	読谷村字座喜味2901番地	098-982-9231
				098-982-9229
嘉手納町	社会教育課	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地	098-956-1111(内264)
				098-956-9240
沖縄市	生涯学習課	904-8501	沖縄市仲宗根町26-1	098-929-4127
				098-937-3548
	青少年センター	904-0031	沖縄市上地3-4-5	098-930-1336
				098-933-1350
北谷町	社会教育課	904-0192	北谷町字桑江226番地	098-982-7707
				098-936-3491
宜野湾市	生涯学習課	901-2203	宜野湾市野嵩1-1-2 宜野湾市民会館1階	098-893-4431
				098-893-4434
北中城村	生涯学習課	901-2303	北中城村字仲順435番地	098-935-3773
				098-935-5144
中城村	生涯学習課	901-2407	中城村字安里190番地	098-895-3707
				098-895-6353
西原町	生涯学習課	903-0220	西原町字嘉手苺112番地	098-945-5036
				098-911-7203
浦添市	生涯学習振興課	901-2501	浦添市安波茶1-1-1(7階)	098-876-1234
				098-879-7280
那覇市	生涯学習課	900-8553	那覇市泉崎1-1-1	098-917-3502
				098-917-3521
久米島町	教育課	901-3192	久米島町字仲泊699	098-985-2287
				098-985-2856
南大東村	教育委員会総務係	901-3805	南大東村字南144-1	09802-2-2531
				09802-2-2557
北大東村	教育課	901-3992	北大東村字中野218番地	09802-3-4138
				09802-3-4358
豊見城市	生涯学習振興課	901-0292	豊見城市字翁長854番地1	098-850-3582
				098-850-1860
糸満市	生涯学習課	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地	098-840-8163
				098-840-8161
	糸満市青少年センター	901-0361	糸満市字糸満1410-10	098-995-1957
				098-995-1938
八重瀬町	生涯学習文化課	901-0401	八重瀬町字東風平1014番地	098-998-8383
				098-998-4254
南城市	生涯学習課	901-1292	南城市大里字仲間807	098-948-1030
				098-946-5822

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
与那原町	生涯学習振興課	901-1303	与那原町字与那原712番地	098-835-8220
				098-835-8617
南風原町	生涯学習文化課 (中央公民館内)	901-1113	南風原町字兼城686番地	098-889-0568
	生涯学習文化課 (文化センター)	901-1113	南風原町字喜屋武257番地	098-888-3265
渡嘉敷村	教育課	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	098-889-7399
				098-889-0529
座間味村	教育委員会	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2120
				098-987-2783
座間味村	教育委員会	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2153
				098-987-2252
栗国村	教育総務課	901-3702	栗国村字東580番地	098-988-2449
				098-988-2351
渡名喜村	教育行政課	901-3601	渡名喜村1917番地の3	098-989-2015
				098-989-2313
宮古島市	生涯学習振興課	906-0103	宮古島市城辺字福里600番地1	0980-77-4946
				0980-77-4957
多良間村	教育課	906-0602	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2674
				0980-79-2120
石垣市	いきいき学び課	907-0012	石垣市美崎町16-6	0980-83-0373
				0980-83-9251
竹富町	教育課	907-8503	石垣市美崎町11番地1	0980-82-6191
				0980-82-0643
与那国町	教育課 生涯学習文化振興班	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-2002
				0980-87-2074

### 3. 沖縄県の生涯学習実施機関

県立の生涯学習実施機関です。

機関名	郵便番号	住所	電話番号
			Fax番号
名護青少年の家	905-0012	名護市名護5511	0980-52-2076
			0980-52-3082
糸満青少年の家	901-0313	糸満市字賀数347	098-994-6342
			098-995-0684
石川青少年の家	904-1106	うるま市石川3491-2	098-964-3263
			098-964-5663
玉城青少年の家	901-0604	南城市玉城字玉城420	098-948-1513
			098-948-7051
宮古青少年の家	906-0011	宮古島市平良字東仲宗根添1164	0980-72-8883
			0980-72-1881
石垣青少年の家	907-0024	石垣市字新川868	0980-82-7301
			0980-83-7901
沖縄県立図書館	902-0064	那覇市寄宮1-2-16	098-834-7916
			098-834-8157

機関名	郵便番号	住所	電話番号
			Fax番号
沖縄県立博物館・美術館	900-0006	那覇市おもろまち3丁目1番1号	博 Tel:098-851-5401
			博 Fax:098-941-3650
			美 Tel:098-851-5402
			美 Fax:098-941-3730

#### 4. その他

沖縄県のホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)や、沖縄県教育委員会ホームページ(<http://www-edu.pref.okinawa.jp/>)では、各種施策等を掲載しています。

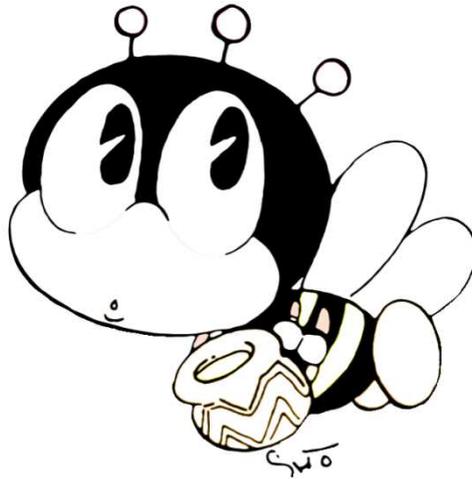
また地域には、公民館や生涯学習センター、図書館、歴史民俗資料館などさまざまな生涯学習の関連施設があります。2の各市町村教育委員会担当課や、お近くの施設にお問い合わせください。

## 第三次沖縄県生涯学習推進計画(後期)

平成29年3月

発行 沖縄県生涯学習推進本部

事務局 沖縄県教育庁生涯学習振興課  
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL 098(866)2746  
FAX 098(863)9547  
代表メール [aa317004@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa317004@pref.okinawa.lg.jp)



文部科学省の依頼により、故・石ノ森章太郎氏が無償でデザインした生涯学習のมาสコツマークです。生涯学習の「学び」とみつばちの「Bee」を合わせ、「マナビィ」と名付けられました。「学」という漢字に角が3本あるように、学ぶことが大好きな「マナビィ」には触覚が3本あります。だれもが、いつでも、どこでも楽しく学び活動するといった生涯学習のイメージを浸透させることを大きな役割としています。

この計画は、沖縄県教育委員会のホームページよりダウンロードできます。  
<http://www.pref.okinawa.jp/edu/shogaigakushu/shogai/kaigi/kekaku.html>